

16世紀後半のヨシフ＝ヴォロコラムスキー

修道院領における雇用労働力(2)

—オブロック支払帳の分析を中心に—

細川 滋

- I はじめに
 - 1 問題の所在
 - 2 史料について
- II オブロック受領者
 - 1 オブロック受領者の職種
 - 2 オブロック受領者の義務
 - 3 オブロック受領者に対する修道院側の対価 (以上前号)
- III 臨時的雇用労働の種類と労働内容 (以下本号)
 - 1 オブロック受領者と共通する職種
 - 2 オブロック受領者と共通しない職種
 - 3 小括
- IV 雇用労働力提供者の実態
 - 1 オブロック受領者の戸の所有について
 - 2 オブロック受領者の生活の場
 - 3 オブロック受領者の婚姻について
 - 4 オブロック受領者の保証能力
 - 5 オブロック受領者の修道院への従属について
- V おわりに

Ⅲ 臨時的雇用労働の種類と労働内容

1 オブロック受領者と共通する職種

支出帳簿には、臨時的雇用労働に関する支出が頻繁に記載されているが、その種類を見ると、大きく分けて、オブロック受領者と共通する職種とオブロック受領者と共通しない職種とに分類できる。そこで先ず、オブロック受領者の職種と共通するものから検討を始めた。

【農業】

支出帳簿中に記載されている臨時的雇用労働の種類の中で、農業関係について目立つことは、夏の収穫時や脱穀時に刈り取り人などの雇用労働力が導入されていることである。このような労働がオブロック受領者の労働内容と共通するものであるかどうか、判断がつかかねるが、農業に関わる労働にはジェチョーヌィンが主要な労働力を提供していたと思われるので、共通する職種の中で検討を加えたいと思うが、支出帳簿の中から関連する事例を挙げてみると、

- ① 1573年7月6日に、アンギロヴォ村の管理人に対して、刈り入れのために女性を雇用する費用として、10アルトゥインが与えられた。⁽¹⁶¹⁾
- ② 1573年8月1日に、修道士ヤキムに対して、アンギロヴォ村で穀物刈り取り人を雇用する費用として、半ルーブリが与えられた。⁽¹⁶²⁾
- ③ 1573年8月9日に、アンドレイ・モホフに対して、オトチシチェヴォ村でライ麦の刈り取り人を雇用する費用として、1ルーブリが与えられた。⁽¹⁶³⁾
- ④ 1573年8月27日に、サヴェリエヴォ村の管理人グリゴリーに対して、燕麦の刈り取り人を雇用する費用として、10アルトゥインが与えられた。⁽¹⁶⁴⁾
- ⑤ 1573年8月28日に、修道士ベネディクトに対して、イリイツィノ村で燕麦の刈り取り人を雇用する費用として、1ルーブリが与えられた。⁽¹⁶⁵⁾

(161) ВХКпрк, с. 32.

(162) Там же, с. 36.

(163) Там же, с. 37.

(164) Там же, с. 38.

(165) Там же, с. 38, 39.

- ⑥ 1574年3月3日に、修道士ベネディクトに対して、イリイツィノ村でライ麦20束を脱穀するための費用として、4グリヴナが与えられた。⁽¹⁶⁶⁾
- ⑦ 1574年3月9日に、修道士ダニールに対して、イリイツィノ村とオトチンチェヴォ村で脱穀に従事した農民達に与えるために、29アルトゥイン5ジェーニガが与えられた。⁽¹⁶⁷⁾
- ⑧ 1579年9月11日に、修道士イサクに36アルトゥイン4ジェーニガ渡されたが、彼はブイゴロド村で雇用者用耕地の取り入れ費用として、この金銭を与えなければならない。同日、同人に対して、取り入れ費用として、さらに、0.25ルーブリ渡されている。⁽¹⁶⁸⁾
- ⑨ 1581年8月26日に、ブイゴロド村で、22.5デシャチーナの面積のライ麦を刈り取るために2.25ルーブリが与えられた。同日、イリイツィノ村でも、15デシャチーナのライ麦の刈り入れのために1.5ルーブリが与えられた。⁽¹⁶⁹⁾
- ⑩ 1581年9月7日に、修道士レオニードは、刈り取りの賃金を支払うために2.5ルーブリを受け取った。⁽¹⁷⁰⁾
- ⑪ 1581年10月2日に、ブジャロヴォ村で管理人イワン（ウグリムの息子）に、20アルトゥインが渡されたが、彼は6デシャチーナの刈り入れ費用としてそれを与えた。⁽¹⁷¹⁾
- ⑫ 1581年10月2日に、修道士ニカンドラは、アンギロヴォ村で、6デシャチーナの燕麦の刈り入れ費用として24アルトゥインを、3デシャチーナのライ麦の刈り入れ費用として10アルトゥイン3ジェーニガを与えた。⁽¹⁷²⁾
- ⑬ 1581年10月2日に、グーレイは、春播き用耕地の刈り入れ費用として、

(166) Там же, с. 73.

(167) Там же, с. 74.

(168) Там же, с. 168.

(169) Там же, с. 215.

(170) Там же, с. 216.

(171) Там же, с. 217.

(172) Там же.

ノーヴォエ村で19.5デシャチーナに対して、1デシャチーナ当り1グリヴナで、総額2ルーブリー8ジェーニガ、ブイゴロド村で22.5デシャチーナに対して、1デシャチーナ当り1グリヴナで、総額2.25ルーブリ、イリイツィノ村で28デシャチーナに対して、1デシャチーナ当り1グリヴナで、総額2ルーブリ30アルトゥイン⁽¹⁷³⁾ー1グリヴナを、それぞれ与えた。

このように、1573年、1574年、1579年、1581年と、限定されてはいるが、アングロヴォ村、オトチンチェヴォ村、サヴェリエヴォ村、イリイツィノ村、ブイゴロド村、ブジャロヴォ村、ノーヴォエ村で刈り入れ時あるいは脱穀時に臨時的に費用が使われている。これらの村のうち、オトチンチェヴォ村、イリイツィノ村、ブイゴロド村、ノーヴォエ村の4ヶ村は修道院近郊の村々であり、他の3ヶ村はいずれも当該修道院の南東部に分散的に位置している村々である。前章で触れたように、サヴェリエヴォ村、ブジャロヴォ村については1人であったが、オトチンチェヴォ村、イリイツィノ村、ブイゴロド村、ノーヴォエ村、アングロヴォ村には複数のジェチョーヌィシがオブロック受領者として存在していた。それにもかかわらず、臨時的に労働力が雇用されている。しかも、⑦に見られるように、この中には農民までが含まれていたのである。では、どこで労働力が必要であったのか、ということになると、具体的には示されていない。直領地であったのではないかと推測するしか方法はない。

【牧畜関係】

次に、牧畜関係については、オブロック支払帳簿として独自のものがまだ作成されていない、1573年5月18日付で、村々で、ジェーチ及び番人と共に、牧人に与えるべきオブロック3ルーブリが修道士デオニシー・グシャに渡された⁽¹⁷⁴⁾り、1573年8月8日付で、ブイゴロド村の牧人に1グリヴナが与えられている⁽¹⁷⁵⁾。

また、オブロック支払帳簿が作成されているにもかかわらず、その中には記載されていない事例として、

(173) Там же.

(174) Там же. с. 27.

(175) Там же. с. 37.

- ① 1575年11月12日付で、ブィコヴォ村での牧養に対する報酬としてセメン・ピャートイにオブローク0.5ルーブリが与えられた。⁽¹⁷⁶⁾
- ② 1576年3月30日付で、ブイゴロド村においてマトベェイの息子である牧人ファジェイに賃金の半分10アルトゥイン10ジェーニガが与えられ、放牧の終了した時点で、もう半分の賃金が与えられることになっている。⁽¹⁷⁷⁾
- ③ 1576年4月6日付で、ノーヴォエ村の牧人イワンに対して牧養への報酬として7.5アルトゥインが与えられた。⁽¹⁷⁸⁾
- ④ 1580年1月2日付で、ブイゴロド村の牧人ステパンに牧養に対する報酬10アルトゥインが与えられた。⁽¹⁷⁹⁾
- ⑤ 1582年1月4日付で、夏期の間、去勢牛を放牧したので、イワシコ・ドリャフロイに10アルトゥインが与えられた。⁽¹⁸⁰⁾

の5例を挙げることができる。さらに、オブローク支払帳簿の存在が確認できない時期について、

- ① 1579年4月23日付で、アンギロヴォ村において、牧人バクシェイに牧養に対する報酬の半分10アルトゥインが与えられ、事実、同年11月15日にもう半分の報酬10アルトゥインが与えられた。⁽¹⁸¹⁾
- ② 1579年5月5日には、修道院近郊の3つの村の牧人に10アルトゥインずつ与えられることになっている。⁽¹⁸²⁾

の2例を挙げることができる。このように、1573年にも、1575年にもオブロークを受領している牧人を確認することができるだけでなく、臨時的に雇用されている牧人の存在をも確認することができるのである。また、修道院近郊の村には該当しないトゥーロヴォ村やアンギロヴォ村でも牧人が雇用されていたことが分かる。ただ、アンギロヴォ村の牧人バクシェイの場合は、1573年11月

(176) Там же. с. 114.

(177) Там же. с. 125.

(178) Там же.

(179) Там же. с. 176.

(180) Там же. с. 224.

(181) Там же. с. 159, 172.

(182) Там же. с. 160.

28日付で家畜の世話人としてオブロックを受領しており、オブロック受領者⁽¹⁸³⁾と、オブロックを受領せずに臨時的に雇用されている者との違いを、オブロックという表現が使用されているのか、使用されていないのかを根拠にして判断できるかどうか、微妙なところがあり、即断はできない。

また、農作業に従事してはいないジェチョーヌィシの存在が見受けられる。

- ① 1579年6月20日に、ノヴゴロドからやって来たジェチョーヌィシであるマトヴェイ（イワンの息子）とカリンカ（チモフェイの息子）に対して、5週間に渡って修道院で働いた報酬として、10アルトゥインずつが与えられた⁽¹⁸⁴⁾。
- ② 1579年7月13日に、穴蔵に煉瓦と石灰を運んだジェチョーヌィシであるカリンカ、マトヴェイ、ピョートルに対して、2アルトゥイン4ジェーニガが与えられた⁽¹⁸⁵⁾。

この2件は、後で触れる当該修道院の1579年4月から6月にかけての建築工事の際の補助労働に、ジェチョーヌィシが関わっていたことを示すものとなっている。従って、ジェチョーヌィシは農業以外の労働にも関係していたということになる。

また、ジェチョーヌィシについては、

- ③ 1576年3月31日に、村々でジェチョーヌィシに与えるべく管理人である修道士ヤキムに6ルーブリ25アルトゥインが渡されたが、先ず賃金の半分が与えられ、もう半分は期間終了後に与えられることになっている⁽¹⁸⁶⁾。
- ④ 1579年7月13日に、修道士レオニードに対して、修道院近郊の4つの村のジェチョーヌィシ15人に、一人10アルトゥイン2ジェーニガずつ与えるため、総額で4ルーブリ20アルトゥイン10ジェーニガが渡された。また、

(183) ВХКкдсв, с. 195

(184) ВХКпрк, с. 164

(185) Там же, с. 165. ここに登場しているカリンカは、1579年11月1日以降ジェチョーヌィシとしてオブロックを受領している人物と同じである可能性が高い（ВХКкдсв, с. 218, 231, 240, 257, 271, 281, 289）

(186) ВХКпрк, с. 125

レオニードには、4 ヴィチの荒蕪地に定住している、オトチンチェヴォ村の小屋に住むジェチョーヌィシのエフィムコに与えるため、さらに1ルーブリが渡された。⁽¹⁸⁷⁾

- ⑤ 1579年8月1日に、「прихожий детенок」であるノヴゴロドのイワンコ（イワンの息子）に5アルトゥインが与えられたが、彼はジェーチとして⁽¹⁸⁸⁾10月1日まで暮らさなければならなかった。

という記載があるが、具体的な労働内容は分からない。

手工業関係では、

【鍛冶屋】

- ① 1573年7月29日に、ヴォロクの鍛冶屋に対して、釘を2,000本製造した賃金として2グリヴナが与えられた。⁽¹⁸⁹⁾
- ② 1573年8月6日に、ヴォロクの鍛冶屋に対して、釘を1,000本製造した報酬として1グリヴナが与えられた。⁽¹⁹⁰⁾
- ③ 1573年8月15日に、鍛冶屋に対して、釘を1,000本製造した報酬として2グリヴナが与えられた。⁽¹⁹¹⁾
- ④ 1574年4月4日に、鍛冶屋であるトヴェーリの人イワンは、ポリツァ付きソハー35個、斧10丁を作り、ソハー10個につき4グリヴナずつ、斧10丁で0.25ルーブリを受け取った。さらに、切り刃を2個作り、1アルトゥインを受け取った。彼に与えられたのは、総額で1.5ルーブリ6アルトゥイン⁽¹⁹²⁾である。
- ⑤ 1574年4月9日に、ノヴォトルジョークの鍛冶屋達に対して、薄板用の釘を3,000本製造した報酬として40アルトゥインが与えられた。さらに、

(187) Там же, с. 165.

(188) Там же, с. 167.

(189) Там же, с. 35.

(190) Там же, с. 36.

(191) Там же, с. 37, 38.

(192) Там же, с. 80. $(35/10 \times 4 \times 20 + 1/4 \times 200 + 1 \times 6)$ ジェーニガ = $(280 + 50 + 6)$
 $\text{ジェーニガ} = (300 + 36)$ ジェーニガ = $1.5 \times 200 + 6 \times 6 = 1.5$ ルーブリ + 6 アル
 トゥインとなっている。

- 彼らに対して、角材用の釘を500本製造した報酬として、10アルトゥイン⁽¹⁹³⁾が与えられた。
- ⑥ 1574年4月29日に、トヴェーリの鍛冶屋イワンに対して、ポリツァ付きソハーを製造した報酬として4グリヴナが与えられた。⁽¹⁹⁴⁾
- ⑦ 1575年10月1日に、鍛冶屋イワンに対して、釘を製造した報酬として37アルトゥインが与えられた。⁽¹⁹⁵⁾
- ⑧ 1575年12月27日に、鍛冶屋イワンに対して、釘を8,000本製造した報酬として37アルトゥイン、蹄鉄を20個製造した報酬として5アルトゥインが与えられた。彼に対しては、翌1576年2月14日にも、薄板用の釘を3,000本製造した報酬として11アルトゥイン、靴用の釘を4,000本製造した報酬として2グリヴナが与えられた。次いで、同年4月6日にも、薄板用及び靴用の釘を7,000本製造した報酬として43アルトゥインが与えられた。さらに、同年5月20日には、角材用の釘を4万本製造した報酬として11アルトゥイン⁽¹⁹⁶⁾が与えられた。
- ⑨ 1579年6月2日に、鍛冶屋イワンに対して、迫り枠用の釘を1,000本製造した報酬として、0.25ルーブリが与えられた。⁽¹⁹⁷⁾
- ⑩ 1579年8月15日に、ヴォロクの鍛冶屋フィリカに対して、壁紙の上張り用釘を製造した報酬として、5アルトゥインが与えられた。⁽¹⁹⁸⁾
- ⑪ 1580年1月2日に、鍛冶屋ボグダンに対して、斧10丁分の報酬として6アルトゥインが与えられた。同人に対しては、同月18日にも斧30丁分の報酬として18アルトゥインが与えられた。さらに、2月4日にも、斧30丁分の報酬として18アルトゥインが与えられた。また、3月22日にも、薄板用釘を2,000本製造した報酬として0.5アルトゥイン、同月27日に斧30丁分の

(193) Там же, с. 80, 81.

(194) Там же, с. 83.

(195) Там же, с. 112.

(196) Там же, с. 117, 122, 125.

(197) Там же, с. 162.

(198) Там же, с. 167.

報酬として18アルトゥインが与えられた。⁽¹⁹⁹⁾

- ⑩ 1582年2月19日に、イワンの兄弟であるジャグニノ村の鍛冶屋に対し、⁽²⁰⁰⁾ 迫り枠用の釘を700本製造した報酬として、2グリヴナが与えられた。

ここには、④、⑥～⑨にトヴェーリの鍛冶屋イワンが登場しているが、このイワンは、オブロック支払帳簿にも鍛冶屋として記載されているイワンと同一人物であろうか。また、⑪のボグダンもオブロック支払帳簿に鍛冶屋として記載されているボグダンなのだろうか。それぞれ同一人物であると仮定すると、イワンの場合は、1573年12月22日付で12月の半月分としての10ジェーニガと翌年の1月1日から3月1日までの2ヶ月分として2グリヴナのオブロックを受領⁽²⁰¹⁾しており、期間が限られたものとなっていて、④の時期についてはオブロックの受領とは別に修道院の仕事を行っていることになる。また、ボグダンの場合も、1588年、1589年10月11日、1590年9月4日、1592年に登場しており、⁽²⁰²⁾ オブロック受領期間とのずれがある。

鍛冶場が存在し、常時2～4人の鍛冶屋がオブロック受領者として存在しているにもかかわらず(表Ⅱ-2参照)、このように臨時的な労働力の雇用が、とりわけ各種の釘に関わっての雇用が見られるのは、後で触れるように、当該修道院の建築事業と関わっていたと思われる。が、ソハーのような農具や斧・蹄鉄などが外部から入手されているのは、オブロック受領者の存在を考慮すると、奇妙な現象である。臨時的に雇用されている鍛冶屋に特徴的なのは、ヴォロク、トヴェーリ、ノヴォトルジョークという周辺の都市から雇用されているという点であろう。

【大工】

- ① 1573年6月6日に、モジャイスクにある修道院の戸を垣で囲んだ報酬として、アルチェムに2グリヴナが与えられた(これ以前に、モジャイスク

(199) Там же, с. 176, 177, 180, 181

(200) Там же, с. 226

(201) ВХКкдсв, с. 199, 200

(202) Там же, с. 242, 260, 275, 283

- への交通費として1ルーブリ与えられている)。⁽²⁰³⁾
- ② 1573年6月12日に、ノーヴォエ村の大工ヤキムに対して、食堂の屋根を
ふいた賃金として、10アルトゥインが与えられた。⁽²⁰⁴⁾
- ③ 1573年7月15日に、ノーヴォエ村の大工ヤキムに4アルトゥインが与え
られたが、かれはウスペンスコエ村で教会を建造した。⁽²⁰⁵⁾
- ④ 1573年8月1日に、大工マルガは、至聖生神女就寝教会においてドイツ
産の鉄で小さな丸天井を2つ建造した賃金として3ルーブリを与えられて
いる。⁽²⁰⁶⁾
- ⑤ 1573年9月24日に、厩舎内に馬1頭分の仕切りを作ったトヴェーリの
大工達に対して、2ルーブリが与えられた。⁽²⁰⁷⁾
- ⑥ 1573年10月9日に、そりを作ったスタリツァの大工ワシーリーとかれの
仲間達に3ルーブリが与えられた。⁽²⁰⁸⁾
- ⑦ 1573年10月12日に、スパスカヤ・ヴォロスチの大工オカト、マーカル、
ワシーリー、ステパン、ミハルコ、イワンに対して60アルトゥイン、イワ
ノフスカヤ・ヴォロスチの大工フォードル、ペルフト、フォードル(セメ
ンの息子)に対して25アルトゥイン、スドゥニコフスカヤ・ヴォロスチの
大工セメン(イワンの息子)、エフスターフィー(チーホンの息子)に対し
て24アルトゥインが与えられた。⁽²⁰⁹⁾
- ⑧ 1573年11月1日に、氷蔵室を作った大工達に対して、2ルーブリと、も
う1ルーブリが与えられた。⁽²¹⁰⁾
- ⑨ 1573年11月26日に、1ヶ月間大工達とともに修道院の仕事に携わったロ
クヌィジャ(シェスタコヴォ村)の大工アニーキー(ガヴリールの息子)

(203) ВХКпрк. с. 29.

(204) Там же, с. 30.

(205) Там же, с. 35.

(206) Там же, с. 36.

(207) Там же, с. 41.

(208) Там же, с. 43.

(209) Там же, с. 44, 45.

(210) Там же, с. 49.

- に対して、10アルトゥインが与えられた。⁽²¹¹⁾
- ⑩ 1573年11月28日に、水門の側に小さな庵室を建造したイリイツィノ村の大工イワンとかれの息子ステパンに対して、20アルトゥインが与えられた。⁽²¹²⁾
- ⑪ 1574年2月16日に、大工ヤキムに対して、モスクワで修道院の戸を建造した報酬として、2グリヴナが与えられた。⁽²¹³⁾
- ⑫ 1574年3月4日に、柱を作ったノーヴォエ村の大工ヤキムに対して、5アルトゥインが与えられた。同日、パーヴェル（フィリップの息子）に対して、10本の柱を作った報酬として、1グリヴナが与えられた。⁽²¹⁴⁾
- ⑬ 1574年3月26日に、2棟の穀物倉を建設した報酬として、大工ヤキムとヴィソークエ村のパーヴェルに対して、それぞれ6アルトゥインが与えられた。⁽²¹⁵⁾
- ⑭ 1574年4月8日に、スパスカヤ・ヴォロスチの大工オカトとかれの仲間に対して、庵室を建造した報酬として3ルーブリが与えられた。⁽²¹⁶⁾
- ⑮ 1574年4月26日に、ノヴォトルジョークの大工マルガに対して、2ルーブリが与えられた。⁽²¹⁷⁾
- ⑯ 1575年9月25日に、大工ヤキムに対して、庵室を建造した報酬として、10アルトゥインが与えられた。⁽²¹⁸⁾
- ⑰ 1579年5月3日に、2週間に渡って薄板を削った5人の大工イワン・スロボツコイ、メンシク（フロルの息子）、チャンチャ部落のネクラス、フォードル（フィリップの息子）、ヤキムに対して、1週間に2アルトゥインずつで計20アルトゥイン、1週間同じ仕事に従事したノーヴォエ村のグリ

(211) Там же, с. 56.

(212) Там же.

(213) Там же, с. 71.

(214) Там же, с. 73.

(215) Там же, с. 77.

(216) Там же, с. 80.

(217) Там же, с. 82.

(218) Там же, с. 112.

- ゴリーに対して1週間分2アルトゥインが、それぞれ与えられた。⁽²¹⁹⁾
- ⑮ 1579年5月20日に、2週間の間、修道院で仕事をした大工イワン・スロボツコイに対して、4アルトゥインが与えられた。⁽²²⁰⁾
- ⑯ 1579年5月29日に、オスタシコヴォ村の6人の大工、つまりイワン、プロコーピー、ワシーリー、もう一人のイワン、ロスチスラフ、アルフェーリーに対して、1週間につき2アルトゥインずつで4週間分の合計48アルトゥインが与えられた。この6人に対しては、同年6月2日にも、修道院で1ヶ月間仕事をした報酬として、1週間につき12アルトゥインずつの割合で、合計2ルーブリ5アルトゥイン2ジェーニガが与えられている。⁽²²¹⁾
- ⑰ 1579年6月4日に、ヴィソークエ村の大工セメンに対して、修道院で仕事を行った2週間分の報酬として4アルトゥインが与えられている。⁽²²²⁾
- ⑱ 1579年6月7日に、20日間修道院で仕事をしたウスペンスコエ村の大工ファージェイに対して、2グリヴナが与えられた。⁽²²³⁾
- ⑳ 1579年6月7日に、丸屋根作りの14人の大工、つまり、セマクとヴォラキトコ Волакидко の仲間達、ズブツォフの3人の大工（フィリップ、イワン、エロモルカ）に対して、1週間につき2グリヴナで、4週間分の報酬として総額で2ルーブリ26アルトゥイン4ジェーニガが与えられたが、これは、彼らが聖門の廂、金庫室と台所の廂を作り、屋根をふいたからである。⁽²²⁴⁾
- ㉑ 1579年8月4日に、ワシーリー・スタロドヴノイに対して、樽材を作った報酬として、4アルトゥインが与えられた。⁽²²⁵⁾
- ㉒ 1579年8月21日に、グーレイの所で庵室を建造したオスタシコヴォ村の4人の大工に、一人当たり1ヶ月に20アルトゥインずつで、総額2.5ルー

(219) Там же, с. 159

(220) Там же, с. 160.

(221) Там же, с. 161, 162.

(222) Там же, с. 162

(223) Там же

(224) Там же, с. 162, 163.

(225) Там же, с. 167.

ブリが与えられた。また、彼らから斧3丁が購入され、14アルトゥイン⁽²²⁶⁾2ジェーニガが支払われた。

㉔ 1579年11月8日に、меньший казначейの所に сень 廂を作ったイリイツィノ村の大工メンシクに対して、2アルトゥイン⁽²²⁷⁾が与えられた。

㉕ 1581年5月1日に、ドゥヴァレツキーのセルゲイは、大工達に乾燥室⁽²²⁸⁾を作った報酬として1.5ルーブリを与えた。

㉖ 1581年5月13日に、オトチシチュヴォ村で、大工セメンと彼の仲間達⁽²²⁹⁾に庵室を建てた報酬として、1ルーブリを与えた。

㉗ 1581年6月19日に、大工セメンと彼の仲間達に、ヴァシヤンの庵室⁽²³⁰⁾を建てた報酬として、40アルトゥイン-1グリヴナが与えられた。

㉘ 1581年8月26日に、ドゥヴァレツキーのセルゲイは、大工フォーチャー(アレクセイの息子)用に10アルトゥインを受け取った。フォーチャーは、「聖母就寝祭(8月15日)前2週間の斎直前の日を経て至聖生神女庇護祭(10月1日)まで」⁽²³¹⁾ «за неделю Оспожина заговена по Покров» 生活することになった。

㉙ 1581年9月7日に、オスタシコヴォ村の2人の大工に、薄板⁽²³²⁾を作った報酬として、1ヶ月分20アルトゥインが与えられた。

㉚ 1581年10月14日に、大工10人に対して、雇用者用の小屋を建造した報酬⁽²³³⁾として35(пол-40)アルトゥインが与えられた。

㉛ 1581年10月21日に、イリイツィノ村で、大工イワン・スロボツコイ⁽²³⁴⁾に対して、門を4つ建造した報酬として4アルトゥインが与えられた。

(226) Там же

(227) Там же, с. 172

(228) Там же, с. 205.

(229) Там же, с. 206

(230) Там же, с. 209.

(231) Там же, с. 214, 215.

(232) Там же, с. 216.

(233) Там же, с. 218.

(234) Там же.

- ③③ 1581年10月21日に、オスタシコヴォ村の大工5人に対して、雇用者用の小屋の内装を行った報酬として、25アルトゥイン⁽²³⁵⁾が与えられた。
- ③④ 1581年12月14日に、ポクロフスコエ村の老修道女の庵室で仕事をしたノーヴォエ村の大工グリゴリーに対して、修道院長の命によって、4アルトゥイン⁽²³⁶⁾が与えられた。
- ③⑤ 1581年12月14日付のモスクワからの支出覚書中に、木工大工達に対して、板塀を建造した報酬として0.5ルーブリ、正面庵室を建造した大工キリルと彼の仲間達に2.5ルーブリ、後部庵室を建造したジェニスと彼の仲間達に1.5ルーブリ、入口と庵室の屋根をふき、馬小屋と入口に板を張った修道院の大工であるパーヴェルと彼の仲間達⁽²³⁷⁾に1ルーブリが与えられている。
- ③⑥ 1588年4月5日に、4人の大工、すなわち евреевской (ヤドレイェヴォ部落の?) チモフェイと彼の仲間達に対して、ベネディクトの庵室を建造した報酬として1ルーブリが与えられ、もう1ルーブリの代わりにその価値に相当する2チュトヴェルチのライ麦が、もう1ルーブリの代わりに⁽²³⁸⁾も、史料では欠けて入るが、何か⁽²³⁸⁾が与えられている。

このように、大工あるいは大工仕事に関する記載が相当数あるが、ここに登場する大工の中で、オブローク受領者としても登場していると考えられるのは、⑦のイワノフスカヤ・ヴォロスチのフォードル、⑨のアニーキー、⑰のノーヴォエ村のグリゴリーの3人で、フォードルは1573年11月30日付⁽²⁴⁰⁾で、アニーキーは1573年7月15日付⁽²³⁹⁾で、グリゴリーは1575年11月1日付⁽²⁴¹⁾で、それぞれ

(235) Там же.

(236) Там же, с. 221.

(237) Там же, с. 222.

(238) Там же, с. 263.

(239) ВХКкдв, с. 195. フォードルは、1576年1月5日付でもオブロークを受領している (Там же, с. 213).

(240) ВХКпрк, с. 34. ここでは、単に「21アルトゥイン4ジェーニガが与えられた」となっている。

(241) ВХКкдв, с. 207

オブロックを受領している。が、大多数の大工はオブロックを受領していないと思われる。

【石工】

① 1574年4月26日に、モジャイスクの石工プロコーピー（ステパンの息子）に対して、3ルーブリが与えられた。1576年5月27日にも、彼と彼の仲間に対して、町の修理への報酬として11アルトゥインが与えられた。⁽²⁴²⁾

② 1579年7月13日に、修道院長の命によって、穴蔵に石作りの納戸を作った石工プロコーピーに4グリヴナ、ピョートル、トレチャーク・チョールムノイ、ウスナに2グリヴナずつ、総額1ルーブリが与えられた。

同月25日に、2週間にわたって穴蔵に石作りの納戸を作ったノーヴォエ村のヤコフ・グルホイに対して、2グリヴナが与えられた。⁽²⁴³⁾

ここに登場してくる石工は、いずれもオブロック受領者として現れることはない人達であり、所領外のモジャイスクの石工も含まれている。

このように、建築関係の、大工・石工については、建物の建造という性格上、臨時的で大量の人数を必要とするため、ある時期に集中しがちであるが、この二つの職種について特徴的なのは、同じ人物が再三登場していることと、村あるいはヴォロスチ毎にある程度の人数がまとまっていることである。当時の建築構造上稀であった石作りの建物に携わる石工の場合は別として、事例の多い大工の場合には、これがとりわけ顕著で、名前だけしか挙げられていない場合でも、「仲間達」という表現が使われている。また、大工の属する村あるいはヴォロスチを拾い挙げてみると、

(1) 当該修道院外の都市から

- ① ノヴォトルジョークの大工マルガ～2回
- ② トヴェーリの大工達～1回
- ③ スタリツァの大工ワシーリーと彼の仲間達～1回
- ④ ズブツォフの3人の大工（フィリップ、イワン、エルモルカ）～1回

(242) ВХКпрк, с. 82, 127.

(243) Там же, с. 165, 166.

(2) 修道院近郊の村から

- ① ノーヴォエ村の大工ヤキム～7回
- ② ノーヴォエ村の大工グリゴリー～2回
- ③ イリイツィノ村の大工イワンと彼の息子ステパン～1回
- ④ イリイツィノ村の大工メンシク～2回
- ⑤ ヴィソーコエ村の大工パーヴェル～2回
- ⑥ ヴィソーコエ村の大工セメン～1回
- ⑦ チャンチャ部落の大工ネクラス～1回
- ⑧ ロクヌィシャ（シェスタコヴォ村）の大工アニーキー（ガヴリールの息子）～1回
- ⑨ ウスペンスコエ村の大工ファージェイ～1回

(3) 修道院領でも比較的遠方の村から

- ① スパスカヤ・ヴォロスチの大工達（オカト，マーカル，ワシーリー，ステパン，ミハルコ，イワン）～2回
- ② イワノフスカヤ・ヴォロスチの大工達（フォードル，ペルフト，セメンの息子フォードル）～1回
- ③ スドゥニコフスカヤ・ヴォロスチの大工（イワンの息子セメン，チーホンの息子エフスターフィー）～1回
- ④ オスタシコヴォ村の大工達（イワン，プロコーピー，ワシーリー，もう一人のイワン，ロスチスラフ，アルフェーリー）～5回

このように、個人名しか記載されていない大工を除くと、雇用された大工の居住地は、当該修道院領外、当該修道院領内の二つに大きく分類することができる。修道院領については、ノーヴォエ村やイリイツィノ村のような修道院近郊の村々、ヴィソーコエ村、チャンチャ部落、ウスペンスコエ村のような比較的修道院から近い村々、スパスカヤ・ヴォロスチ、イワノフスカヤ・ヴォロスチ、スドゥニコフスカヤ・ヴォロスチのように、相当遠方の村々と、かなり広範囲に大工が存在していたことが分かる。

また、大工のところで触れた⑫～⑮、⑰～⑳、㉔～㉖、㉙～㉚は、それぞれ

一連の事業のようで、⑫～⑮の時には鍛冶屋の⑤、石工の①、後に触れる釘製造工、カザクが関わっており、⑰～⑳に際しては、鍛冶屋の⑨・⑩、石工の②が関わっていた。これからも分かるように、この時には、修道院領内の近隣の村々や遠方の村々だけでなく、修道院領外のズブツォフやモジャイスクという都市からも、オブロックを受領していない、多数の大工や石工が雇用され、しかも長期間に渡って、修道院内で仕事を行ったと思われる。さらに、ヴォロク、トヴェーリ、ノヴォトルジョークの鍛冶屋・釘製造工から建築用の釘を調達しているだけではなく、先に触れたように、ジェチョーヌィシも補助的な運搬労働に従事していた。しかも、彼らはノヴゴロドからの到来者であった。

【裁縫師】

- ① 1573年6月1日に、イエバンチャー（長くてゆったりした袖のない外套）16着の縫い賃として、1着1アルトゥイン5ジェーニガずつ、合計29アルトゥイン2ジェーニガが与えられている。⁽²⁴⁴⁾
- ② 1573年11月28日に、所領管理人補 подкеларник である修道士エウフィーミヤのシューバを縫った裁縫師フィリカに対して、4アルトゥインが与えられた。⁽²⁴⁵⁾
- ③ 1573年12月7日に、ブジャロヴォ村でシューバの縫い賃を与えるために、修道士ヴァシアンに対して、4アルトゥインが与えられた。⁽²⁴⁶⁾
- ④ 1574年2月1日に、修道士アルチェム（ヤジクの息子）に5アルトゥイン渡されたが、彼はこのお金をシューバの縫い賃として与えなければならぬ。⁽²⁴⁷⁾
- ⑤ 1574年3月6日に、修道士ヨナに2アルトゥイン2ジェーニガ渡されたが、彼は、このお金を長袖婦人服の縫い賃として与えなければならぬ。⁽²⁴⁸⁾
- ⑥ 1574年3月15日に、イサークに1アルトゥイン渡されたが、彼はシュー

(244) Там же, с. 29.

(245) Там же, с. 56.

(246) Там же, с. 58.

(247) Там же, с. 69.

(248) Там же, с. 74.

- バの縫い賃として与えた。⁽²⁴⁹⁾
- ⑦ 1574年3月26日に、レストヴィツィノ村の裁縫師セメンに対して、
シューバの縫い賃として、1グリヴナが与えられた。⁽²⁵⁰⁾
- ⑧ 1574年4月29日に、修道士ワルラームに4アルトゥイン渡されたが、彼
はシューバの縫い賃として与えなければならない。⁽²⁵¹⁾
- ⑨ 1579年11月8日に、ボルジノの裁縫師に対して、シューバ5着の縫い賃
として、4アルトゥインが与えられた。⁽²⁵²⁾
- ⑩ 1580年1月22日に、レストヴィツィノ村の裁縫師セメンに対して、
シューバ2着の縫い賃として5アルトゥインが与えられた。⁽²⁵³⁾
- ⑪ 1580年3月20日に、ゴラフに対して、シューバの縫い賃2アルトゥイン
3ジューニガが与えられた。同人に対しては、同月27日にも、シューバの
縫い賃3アルトゥインが与えられた。⁽²⁵⁴⁾
- ⑫ 1581年10月29日に、外套4着の縫い賃として0.25ルーブリが与えられた。⁽²⁵⁵⁾
- ⑬ 1581年12月11日に、金庫番 казенной сторож 達のためにシューバ2着を
縫った縫い賃として1クリヴナが与えられた。⁽²⁵⁶⁾

ここでは、個人名が記載されているのはフィリカ、セメン、ゴラフで、いずれもオブロック受領者としては登場していない。裁縫師についても、裁縫小屋が存在し、オブロックを受領した裁縫師も相当数存在していたにもかかわらず（表Ⅱ-2参照）、シューバや外套について、オブロック受領者とは別の裁縫師から入手されていたことは明らかである。しかも、裁縫師の場合は、建築関係とは異なり、一時に臨時的に相当数の労働力を必要とするという性格のものではない。

(249) Там же, с. 76

(250) Там же, с. 78.

(251) Там же, с. 83

(252) Там же, с. 172

(253) Там же, с. 177.

(254) Там же, с. 180, 181.

(255) Там же, с. 220.

(256) Там же, с. 221.

【製革工】

- ① 1573年8月10日に、ヴォロクで皮革の製造に対して3アルトゥインが支払われた。⁽²⁵⁷⁾
- ② 1574年1月24日に、チュヴァスに2アルトゥイン、トレチャーク・チョールムヌィに1アルトゥイン与えられ、生革から皮革を製造したことに対して7アルトゥイン、首輪に対して4アルトゥインが与えられ、総額で14アルトゥインであった。⁽²⁵⁸⁾
- ③ 1587年12月13日に、製革工アクセンに対して、皮の入手資金として1ルーブリが与えられた。1588年12月22日と27日にも、亜麻の購入資金として0.5ルーブリずつが与えられている。同月28日にも、皮の入手資金として6ルーブリ6アルトゥイン、灰の入手資金として20アルトゥインが与えられ、アクセンは、このお金で牛革44枚、馬革2枚、灰2チェトヴェルチを購入した。
- 同年2月28日には、ノヴォトルジョークの製革工ニーコンに対して、樹皮入手資金として10アルトゥイン、皮入手資金として0.5ルーブリが与えられた。彼のところには、製造中の修道院の皮革があり、3月28日に、製造した修道院の皮革、すなわち、雌牛製の上等の皮革1枚と無色の皮革1枚、馬皮製の無色の皮革3枚、靴底用のモロッコ革3枚、靴底用の1枚皮を保管所 казна に運んできた。アクセンには、このような皮革の製造に対する報酬として2グリヴナが与えられた。4月24日に、ニーコンは、ヴォロクで原料として購入した皮革、すなわち、靴底用の雌牛の皮6枚、靴底用のモロッコ革3枚、オペレノク3枚、無色の皮2枚を運んできたので、24アルトゥインが与えられた。ニーコンは、また、製造された上等の皮革10枚、無色の皮革4枚、無色の雌牛製皮革4枚、靴底用のなめし革製の皮革2枚を運んできた。アクセンには、4月24日に、ヴォロクで、タールと樹皮の購入資金として25アルトゥインが渡された。4月30日に、馬の皮50枚が購入され、3ルーブリ2アルトゥインが与えられた。5月7日に、ニーコン

(257) Там же, с. 37.

(258) Там же, с. 68.

に対して1ルーブリ貸し付けられた。⁽²⁵⁹⁾

一部については、材料を入手するための資金の融通であり、労働に対する報酬とは性格が異なるが、ここに登場しているアクセンは、オブロック受領者として1579年11月1日、1581年、1588年、1589年12月11日に登場するアクセン⁽²⁶⁰⁾（フォマの息子）と同一人物であると思われる。彼は、修道院から材料費も提供されつつ、皮革の製造に対する報酬を受けていることが分かる。また、もう一人の製革工ニーコンは、所領外のノヴォトルジョークの人間であるが、アクセンと同じように材料となる皮革の購入費用を受け取っている。このように、オブロック受領者であるか否かに関係なく、材料費については修道院側が保障し、しかも労働の対価をも支払っていたことが分かる。

製革工としてオブロックを受領している人物そのものが、当該時期においては、アクセンとワシーリー、そしてワシーリーの後を引き継ぐ形でグレゴリー、という状況であり、製革工の数自体が少なかったと思われる。

【桶屋】

- ① 1573年7月22日に、蠟を製造したシリヤイに対して、羊皮用に2アルトゥイン⁽²⁶¹⁾が与えられた。
- ② 1573年9月24日に、蠟を製造した桶屋のシリヤイと2人のカザクに対して、それぞれ、2アルトゥインと4ジェーニガ⁽²⁶²⁾が与えられた。
- ③ 1574年1月19日に、蠟を製造した桶屋のシリヤイに対して、2アルトゥイン⁽²⁶³⁾が与えられた。

このように、オブロック受領者であり、大工あるいは桶屋とされているシ

(259) Там же, с. 252, 254, 259, 260

(260) ВХКкдсв. с. 217, 226, 242, 263.

(261) ВХКпрк. с. 34.

(262) Там же, с. 41

(263) Там же, с. 67. ここに出てくるシリヤイは、大工として1573年11月28日、1576年1月5日、1581年10月1日付でオブロックを受領しているシリヤイ・ボチャルニク Ширий Бочарник (イワンの息子) (ВХКкдсв. с. 195, 213, 226) と同一人物である可能性が高い。彼の息子と思われるイワンも、1592年に大工としてオブロックを受領している (Там же, с. 283).

リャイが、蠟の製造に携わっている。

【製粉業】

① 1573年6月28日に、モジャイスクの製粉業従事者ステパンに対して、製粉場での仕事の報酬 *могорец* として半分の2ルーブリが与えられた。が、彼が担保を提出していなかったため、2ルーブリは与えられなかった。結局、残りの2ルーブリも与えられ、総額で4ルーブリに達した。⁽²⁶⁴⁾

② 1573年9月13日に、小麦を製粉するため、17人に対して3ジェーニガずつ、合計8アルトゥイン3ジェーニガが、ノーヴォエ村で与えられた。⁽²⁶⁵⁾

③ 1580年2月4日に、11人のボブィリ *бобыль* に対して、小麦を製粉した報酬として、1人に3ジェーニガずつ、合計5アルトゥイン3ジェーニガが与えられた。⁽²⁶⁶⁾

④ 1580年2月22日に、オトチンチェヴォ村において、ライ麦を製粉した製粉業従事者チャシチャ部落のセメンと仲間達に対して、1人当たり4アルトゥイン2ジェーニガ、合計13アルトゥインが与えられた。⁽²⁶⁷⁾

①に見られるように、オブロックを受領していない者も、修道院に対して保証を与えなければならず、そうでない場合には報酬の全額を得ることができなかったであろうか。これが、特殊な場合なのか、それとも通常のことであったのか、この1例だけで判断することはむづかしい。また、②と④で製粉が行われている二つの村については、いずれも当該修道院に近いが、オブロック受領者の登場してこなかった村であり、①についても、すでに触れたように、「*нижняя мельница*」と表現されており、オブロック受領者が担当していた製粉場とは異なる可能性がある。そして、①を除くと、3人から17人と、比較的多数の人間が仕事に従事している。報酬額については、②と③の場合、多数の人間が関わっているためか、一人3ジェーニガとかなり低く、逆に①の場合に

(264) *ВХКрк*, с. 31, 32

(265) *Там же*, с. 40

(266) *Там же*, с. 177

(267) *Там же*, с. 178

は、オブロック受領者の最高額40アルトゥイン（240ジェーニガ）を上回る2ルーブリ（400ジェーニガ）を得ている。④の場合は、4アルトゥイン2ジェーニガ（26ジェーニガ）であるから、中間的な額ということになるであろう。これから推測すると、①の場合は、単なる臨時雇用ではなく、オブロックという表現が使われずに、「могорец」という表現が使われているとしても、オブロック受領者に近い関係を当該修道院と持っていたと推測される。

【漁師】

- ① 1581年7月9日に、漁師アニシムに対して、彼が大侯の到着に備えて、⁽²⁶⁸⁾魚を採ったので、修道院長の命によって、1ルーブリが与えられた。

このアニシムは、1575年12月29日と1579年12月25日にオブロックを受領しているアニシムと同一人物と思われるが、⁽²⁶⁹⁾臨時のサービス提供に対する報酬を受け取っていることが、この事例から分かる。

【屋敷番】

- ① 1573年10月4日に、屋敷番に対して、ラグシノ村で耕地を耕作した報酬⁽²⁷⁰⁾として15アルトゥインが与えられた。
- ② 1573年12月7日に、フィコヴォ村の屋敷番に対して8ジェーニガが与え⁽²⁷¹⁾られたが、彼は、ばらばらになった斧を修理しなければならなかった。
- ③ 1575年11月23日に、オトチンチェヴォ村の屋敷番に対して、7つ分の羊⁽²⁷²⁾の毛皮を作った報酬として、10ジェーニガが与えられた。
- ④ 1580年1月9日に、ノーヴォエ村の屋敷番に対して、羊毛を打って作⁽²⁷³⁾った報酬として、1アルトゥインが与えられた。

屋敷番は、第2章でも触れたように、耕地の耕作を義務付けられている場合があったが、ここでも、本来の仕事とは別のものに携わっていることが分かる。

(268) Там же, с. 211.

(269) ВХКкдсв, с. 211, 219.

(270) ВХКпрк, с. 43.

(271) Там же, с. 58.

(272) Там же, с. 116.

(273) Там же, с. 176.

【カザク】

- ① 1573年10月9日に、修道士アンフィローフィーに対して、ベルコヴォ村で2人のカザク、つまりイワンとニキータへの賃金20アルトゥインが渡された。⁽²⁷⁴⁾
- ② 1574年1月23日に、カザクのペトロフと仲間達は、ノヴゴロドで魚を、すなわち、ウスリーシロザケ、ルドガ、サケ、ニシンを全部で54樽購入した。総額で114ルーブリ20アルトゥイン8ジェーニガが支払われた。そして、樽を縫い合わせ、馬に蹄鉄を打ち、干し草、燕麦、丸太を30アルトゥインー7ジェーニガ（173ジェーニガ）で購入した。支出総額は、115ルーブリ17アルトゥインー1ジェーニガであった。翌24日にも、ペトロフは、ノヴゴロドで次のような買い物をしている。すなわち、馬の引き革と轡を10個ずつで15アルトゥイン、頸木9個に3.5アルトゥイン、馬櫛「греблица」3個に1ジェーニガ、鎖付のおもがい5個と普通のおもがい2個に14アルトゥイン3ジェーニガ、пушлишной 紡糸30巻きに4アルトゥイン、2アルトゥイン2ジェーニガ分の塩、燕麦1チェトヴェルチに2アルトゥイン2ジェーニガ、環状の紡糸20巻きに4アルトゥイン3ジェーニガで、支出総額47アルトゥイン4ジェーニガであった。⁽²⁷⁵⁾
- ③ 1574年3月26日に、カザクであるセメンに対して、2棟の穀物倉を建造したので、9日間の賃金3アルトゥインが与えられた。⁽²⁷⁶⁾
- ④ 1575年9月9日にカザクのペトロフは、オスタシコヴォ村から12樽半のワカマスとスズキを搬入し、14ルーブリ22アルトゥイン4ジェーニガを支払った。また、キュウリウオとアセリナを5.5チェトヴェルチ購入して、1.5ルーブリ5ジェーニガを支払った。全額で16ルーブリ6アルトゥインー2ジェーニガを支出した。⁽²⁷⁷⁾

(274) Там же, с 43, 44.

(275) Там же, с 68.

(276) Там же, с 77.

(277) Там же, с 110, 111.

このうち③は、すでに触れたように、1574年に行われた建築事業の一環であり、穀物倉の建築に際して、補助的な労働を提供したものと思われる。オブロック受領者として登場しているカザクは、いずれも製粉場に関係し、カザクの個々の名前は記されていないが、ここに挙げた事例は、名前が記されているとともに、カザクが使い走りの労働や補助的な労働に携わっていたことを示唆するものとなっている。

このように、一方でオブロック受領者が存在しつつ、他方では、具体的な労働については、オブロック受領者の一部と、オブロックを受領していない人物とが雇用されていたこと、しかも、オブロック受領者に対しても、労働への報酬が支払われていることが分かる。

2 オブロック受領者と共通しない職種

次に、オブロック支払帳簿には記載されていない職種あるいは仕事として、以下のようなものが支出帳簿の中に見られる。

【農民】

- ① 1573年10月22日付で、スドゥニコヴォ村の農民イワン（ナザルの息子）に対して、半ヴィチの土地を借り受けたので6アルトゥイン与えられたが、耕作しなかったので、修道院長は、彼に返却するように命令した。⁽²⁷⁸⁾
- ② 1574年2月14日に、修道院長の命によってオトチシチェフスカヤ・ヴォロスチの農民ベトルーシャとノヴリャンスカヤ・ヴォロスチのイワンコに対して、修道院長がモスクワから出かけた折に、修道院長とともに修道院の動産をモスクワから運んだ運び賃として4アルトゥインを与えた。⁽²⁷⁹⁾
- ③ 1574年3月8日に、ノヴゴロド大主教の所に干し草と燕麦を運ぶために雇用された農民12人に対して、1人2.5ジェーニガずつ、合計5アルトゥインが与えられた。⁽²⁸⁰⁾
- ④ 1579年12月29日に、ボロバノヴォ村で門を作ったボロバノヴォ村の農民

(278) Там же, с. 45

(279) Там же, с. 71

(280) Там же, с. 74

アルテムとヴェリヤミノヴォ村のステパンに対して7アルトゥインが支払われた。⁽²⁸¹⁾

1589年5月19日付で、ジェチョーヌィシとしてオブブロックを受領している人物にボロバノヴォ村のアルテムが⁽²⁸²⁾、また、これとは別の人物で大工としてアンドレイの息子アルテムが1574年3月30日、1576年1月5日、1581年にオブブロックを受領しているが、⁽²⁸³⁾④のアルテムとの関係は不明である。大工仕事にも農民が関与していたことを示すのであろうか。いずれにせよ、農民が運搬労働にも雇用されていたことが分かる。

【フェルト職人】

- ① 1576年4月19日に、フェルト полстовал 職人達に対して、袖のない外套7着を縫製した報酬として、14アルトゥインが与えられた。⁽²⁸⁴⁾
- ② 1579年10月14日に、ロフマノヴォ部落（オトチンチェヴォ村に附属する）のフェルト職人ゲラシムとオフォーニャに対して、フェルトを作った報酬として、7アルトゥインが与えられた。⁽²⁸⁵⁾
- ③ 1580年1月18日に、フェルト職人達に対して、フェルト2枚と外套2着の報酬として、8アルトゥインが与えられた。⁽²⁸⁶⁾
- ④ 1580年3月22日にヴォロニナ部落（イリツィノ村に附属する）のフェルト職人ニコライと仲間達に対して、大きなフェルト5枚と小さなフェルト2枚の報酬として10アルトゥインが与えられた。⁽²⁸⁷⁾

【топальник】

- ① 1576年6月30日に、топальник 達に対して、モジャイスク・ラジャ82反

(281) Там же, с. 175

(282) ВХКкдсв, с. 252.

(283) Там же, с. 205, 213, 226, 227.

(284) ВХКрк, с. 126.

(285) Там же, с. 170.

(286) Там же, с. 176.

(287) Там же, с. 180.

への報酬として27アルトゥイン2ジェーニガが与えられた。⁽²⁸⁸⁾

この二つの職種は、織物関係の専門化を示唆していると共に、これらの職種については、オブロック受領者ではなく、臨時的な雇用労働で済まされていたこと、また、フェルト職人が、修道院領内の、村ではなく、部落に存在していたことを示すものとなっている。

【釘製造工】

- ① 1573年10月1日に、釘1,000本を製造したヴォロクの釘製造工 гвоздарь⁽²⁸⁹⁾に対して、1グリヴナが与えられた。
- ② 1574年3月13日に、釘2,000本を製造した釘製造フィリカに対して、2⁽²⁹⁰⁾グリヴナが、さらに同人に対して、釘1,000本分1グリヴナが与えられた。

釘製造工という、より専門化した表現が使われているが、①の場合は、先の鍛冶屋の所で「ヴォロクの鍛冶屋」とされていたものであろうし、②の場合も、「ヴォロクの鍛冶屋フィリカ」とされている人物であろうと考えられる。

【油の製造】

- ① 1573年6月6日に、ボイル油用亜麻仁油を製造したイワンとかれの仲間⁽²⁹¹⁾3人に対して、4アルトゥインが与えられた。
- ② 1576年7月23日に、7チェトヴェルチのボイル油の製造に当たって、亜麻の種子を細かく砕いた人達に対して14アルトゥインが、油屋3人に対し⁽²⁹²⁾て6アルトゥインが、それぞれ与えられた。
- ③ 1582年3月31日に、亜麻の種子を砕いた報酬として、ボプィリ達に対して、オトチシチェヴォ村とイリイツィノ村において5アルトゥイン3⁽²⁹³⁾ジェーニガが、ノーヴォエ村において2アルトゥインが与えられた。

(288) Там же, с. 130. «топталник» は «топтати» (踏みこねる) から派生したものである。ラシヤの製造工程で、地を厚く密にする部分を担う人たちであろう。

(289) Там же, с. 42, 43.

(290) Там же, с. 75.

(291) Там же, с. 29.

(292) Там же, с. 131.

(293) Там же, с. 228.

亜麻から油が製造されているが、これに関わった人達は、複数で労働に従事していること、定期的に雇用されているのではなく、その時々に応じてボブィリをも含めた雑多な階層から雇用されていること、等々が読み取れる。

【蠟の製造】

- ① 1574年1月19日に、蠟を製造したジェニスとイワン・グベンコ⁽²⁹⁴⁾に対して、10ジェーニガが与えられた。

このように、蠟の製造については、前述の桶屋のシリャイ以外では、この事例しか記載されていない。

【カラーチ製造職人】

- ① 1573年9月21日に、ヴォロクで、2チェトヴェルチのカラーチ（錠前型の白パン）を大侯の到着に備えて焼きあげたカラーチ製造職人に対して、2グリヴナ⁽²⁹⁵⁾が与えられた。

カラーチ製造職人の雇用については、この一例のみであるが、カラーチの購入は頻繁に記載されており、当該修道院では、この時期、カラーチを修道院内で製造するのではなく、外部での購入に依存していたものと思われる。

【ナイミート】

- ① 1573年11月9日に、イエヴレヴォ村の3人のナイミート、すなわちオヴドキムコ、イワンコ、ザハルコに対して、一人15アルトゥイン⁽²⁹⁶⁾ずつの、4人目のオスターシャに対しては2グリヴナの賃金が支払われた。
- ② 1574年4月9日に、村々でナイミートに支払うために、修道士ヨシフに対して2.5ルーブリが渡された。同日、同じ目的のため、修道士ヤキムに対して3ルーブリ15アルトゥイン渡された。同月12日にも、同じ目的のため、修道士ダニールに対して、6ルーブリが渡された。所領管理人である修道士イエフは同日、トゥーロヴォ村でナイミートに支払うために修道士キリルに2ルーブリを、村々でナイミートに支払うために修道士イエフ・

(294) Там же, с. 67.

(295) Там же, с. 41.

(296) Там же, с. 51.

ポロトフに3ルーブリ1グリヴナを、さらに同修道士に、15.5ルーブリ⁽²⁹⁷⁾を、それぞれ渡した。

ナイミートについては、具体的な労働については、記載されていないため、不明である。また、ナイミートが一つの職種を意味しているのか、それとも雇用労働者一般を意味しているのか、もここでは定かではない。

【馬医者】

- ① 1573年5月13日に、馬医者に3アルトゥイン⁽²⁹⁸⁾が与えられている。
- ② 1573年6月16日に、馬医者アダシ⁽²⁹⁹⁾に対して、修道院の馬の治療費として半ルーブリが与えられた。

馬医者の存在については、すでに触れた通りであるが、支出帳簿に記載されている事例はこの2例しかない。⁽³⁰⁰⁾

【その他】

- ① 1573年9月21日に、橋の修理人達に2グリヴナ、食事を作る人 *кормовщик* に1グリヴナ、穀物倉の内装をした大工に5アルトゥイン、をそれぞれ与えるため、アンギロヴォ村の管理人アレクセイ・スカレブニ⁽³⁰¹⁾に対して、15アルトゥインが渡された。
- ② 1573年12月1日に、菜園を担当する修道士ヨナ⁽³⁰²⁾に対して、厩肥を運ぶ若者を雇用する費用として、4アルトゥインが与えられた。
- ③ 1573年12月26日に、ルコヴニコヴォ村の十人長セメン⁽³⁰³⁾に対して、魚とともに運んだガマ2個の代金として1アルトゥインを与えた。

(297) Там же, с. 81.

(298) Там же, с. 27.

(299) Там же, с. 30.

(300) 馬医者は、すでに触れたように、オブロック支払帳簿の中で、保証人として登場している (*ВХКкдсв*, с. 195).

(301) *ВХКпрк*, с. 41.

(302) Там же, с. 57.

(303) Там же, с. 62. 修道院領であるルコヴニコヴォ村は、当該修道院の所在地からは相当遠方にあるが、ここに十人長が存在していることは、私領地における共同体の問題を考える際に、考慮されなければならない事柄である。

- ④ 1573年12月31日に、セメン・クリヴォフヴォストに対して、4アルトゥイン1ノヴゴロトカが与えられたが、彼が櫓で司祭をアングロヴォ村へ運んだからである。1574年2月15日にも、彼に対して1アルトゥインが与えられたが、彼はヴァジマに出かけて、馬の飼料を1アルトゥイン分購入したと言われている。⁽³⁰⁴⁾
- ⑤ 1574年4月29日に、商人クリムに対して、手袋と麻布の購入経費として、1ルーブリがヴォロクで与えられた。⁽³⁰⁵⁾
- ⑥ 1575年11月29日に、フォードル・ナザレフスキーに対して、ロコソヴォ村からスタリツァへの馬車による運搬賃として、12アルトゥインが与えられた。⁽³⁰⁶⁾
- ⑦ 1581年5月8日に、ドゥヴァレツキーのセルゲイは、井戸を掘った報酬として0.25ルーブリを与えた。⁽³⁰⁷⁾
- ⑧ 1581年5月15日に、ドゥヴァレツキーのセルゲイに4アルトゥイン渡されたが、彼は、薪割りに対する報酬として、その金銭を与えなければならない。⁽³⁰⁸⁾ 頻度の高くないものをその他にまとめてみたが、井戸掘り、薪割り、運搬という労働を受け持った者、商人等が登場している。いずれも、極めて臨時的な労働あるいは役割を担ったものということであろう。ただ、その中に、修道院領のルコヴニコヴォ村の十人長が含まれていることは注意を要する。

また、モスクワでは、部分的には、すでに触れたように、所領内にオブローク受領者が派遣されるという形で、労働力が提供されていたが、モスクワからの支出覚書の中に、次のような内容の記述が見られる。

- ① 1575年11月29日に、モスクワの職人ヤコフとピョートルに対して、錫めっきされた大皿とフライパンを製造した報酬として、20アルトゥインが与えられた。同年12月10日にも、兩人に対して、錫めっきされた小型フラ

(304) Там же, с. 62, 71. 1ノヴゴロトカは2ジェーニガである。

(305) Там же, с. 83

(306) Там же, с. 116.

(307) Там же, с. 205.

(308) Там же, с. 206

イパンを製造した報酬として、40アルトゥインが、同月11日にも、釜3個を製造した報酬として、2アルトゥインが与えられた。さらに、同月16日には、口つきの水差し4個と大盃6個を製造した報酬5アルトゥインが、同月27日には、錫めっきされた大盃50個を製造した報酬として1ループリ、教会用の錫製品3個を製造した報酬として1アルトゥインが、それぞれ与えられた。兩人には、1576年3月1日にも、大皿、フライパン、蠟製品(309)を製造した報酬として3ループリ20アルトゥインが与えられた。

- ② 1579年10月24日付のモスクワでの支払の中に、モスクワの修道院長の庵室に暖炉が作られ、職人に25アルトゥインが与えられたこと、教会の窓に雲母製窓枠が作られ、21アルトゥインが支払われたこと、銀製手提げ香炉の修理に対して10アルトゥインが支払われたこと、アンギロヴォ村で門が2つ作られ、10アルトゥインが支払われたこと、等が記載されている。(310)
- ③ 1588年5月1日に、モスクワから修道士モイセイがもたらした支出覚書の中で、修道院で教会を建造することになっている教会石工達 каменщики церковные (311) に対して、2ループリが与えられたことが記されている。
- このように、モスクワにおいても、必要に応じて職人が雇用されていた。

3 小括

以上の検討を通して、当該修道院では、オブロック支払帳簿に記載された人物だけではなく、オブロックを受領してはいない他の人物も雇用されていたことが確認できる。ただ、労働力の雇用であるのか、労働の結果の報酬であるのか不明確な点でもある。が、オブロック受領者以外の雇用労働力については、保証人あるいは担保のような保証を必要とせず、単に労働の対価として報酬を受け取っているだけであり、修道院との関係は、独立的である。このような雇用形態は、労働を提供する人間と修道院との間に一定の関わりを生じさせるが、これは労働を提供する限りにおいてであり、修道院に対して永続的に従属する

(309) Там же, с. 116, 117, 123

(310) Там же, с. 170

(311) Там же, с. 246

ことを意味するものではなかった。そういう意味では、修道院は必要な労働力を、絶えず外部に求めざるを得ない状況下に置かれていたということになる。

では、臨時的な雇用は、修道院にとってどういう意味を持っていたのだろうか。建築関係では、大規模な事業が行われる際に、大量の労働力を必要とし、臨時的に、オブロック受領者をも含めて、鍛冶屋、大工、石工等を雇用するだけでなく、補助的な労働力をも確保していること、農業関係では農繁期に、牧畜業関係でも屋外での牧養が必要な時期に、それぞれ臨時的な雇用が見られること等が、以上の検討を通して明らかにされたように思われる。以上の職種を除くと、臨時的な雇用は目立ったものとはなっていない。むしろ、当該修道院は、外部から購入するという方法を採用していたと思われる。

また、炉焚き人、番人、馬係、火掻き棒製造職人、木さじ製造職人、製塩業者、靴工、鞍師、テーブルクロス織工、ろくろ師、ストッキング製造工のように、オブロック受領者の職種としては登場しているが、臨時的な雇用が全く見られない職種もある。労働の性格によって分類すると、手工業関係を除いた炉焚き人、番人、馬係については、比較的労働の場と役割が明確であり、人数的にもオブロック受領者のみで修道院の需要を充たすことができたと思われる。手工業関係を見ると、鞍師を除いて、比較的日常生活に密着した職種が多いが、これらについては、人数的には多くないものの、日常的には、オブロック受領者のみで十分であったということの意味しているのだろうか。

臨時的雇用労働力とオブロック受領者との関係はどうであったのだろうか。これについては、前述のように、臨時的な雇用労働力の一部がオブロック受領者と重複している可能性も考えられる。そのような人物は、オブロックを受領しつつ、具体的な労働に際しても、それに応じた報酬を受け取っていたということになる。これが顕著な職種は製革工で、それ以外の職種では、大規模な建築事業が行われる場合の大工の動員に見られる場合を除き、例外的である。

それでは、どのような人間が修道院に対して労働力を提供していたのだろうか。そこで、次に、オブロック受領者を中心に、雇用労働力提供者の問題について、検討を加えてみたい。

IV 雇用労働力提供者の実態

1 オブロック受領者の戸の所有について

それでは、雇用労働力の提供者はどのような人達であったのだろうか。臨時的な労働にのみ携わる人達については、全くその実態を捉えることができないが、オブロック受領者については、オブロック支払帳簿と支出帳簿を検討することによって、ある程度捉えることができそうである。先ず、その際に分析の対象となるのは、すでに触れたオブロック受領に際して受領者が提供した保証の中味である。保証の形態についても、すでに触れたことではあるが、先の形式に沿って、戸の所有という視点から分析を加えてみたい。

(1) そこで先ず、担保も、保証人も、いずれをも必要としない場合で、このような事例は、

① レストヴィツィノ村の屋敷番アンドレイ⁽³¹²⁾
古参住民なので、保証を必要としなかった。

② リトヴィノヴォ村の屋敷番ニキータ⁽³¹³⁾
古参住民なので、保証を必要としなかった。

③ петеньш Даниил (チモフェイの息子)
ファジュイェヴァ部落に住み、戸を持っているので、保証を必要としなかった。⁽³¹⁴⁾

の3例があるが、前2者は、いずれも屋敷番であり、家畜の放牧を義務づけられている。これ以外に、古参住民がオブロック受領者となっている例はオブロック支払帳簿に見当たらないので、古参住民がオブロック受領者となることは稀であったと考えられる。

(2) 次に、自己の戸を所有していて、保証人ではなく、自己の戸を担保としている場合で、このような事例としては、

(312) ВХКдсв, с. 201.

(313) Там же.

(314) Там же, с. 192.

① 靴工イストマ (マトヴェイの息子)

1587年, 1588年, 1589年12月11日に, ポクロフスコエ村の戸を担保として⁽³¹⁵⁾いる。

② 鞍師ルダク

1588年, 1589年12月11日, 1592年とポクロフスコエ村の戸を担保として⁽³¹⁶⁾いる。

③ 大工のトレチャーク (アンドレイの息子)

1592年に, オトチシチュヴォ村の戸を担保として⁽³¹⁷⁾いる。

④ 車大工・大工イストマ

1588年, 1589年10月11日, 1590年9月4日とロジオノヴォ部落の戸を担保として⁽³¹⁸⁾いる。

⑤ 大工セメン・クチン

1592年に, プロボエヴォ部落の戸を担保として⁽³¹⁹⁾いる。

⑥ 石工イワン・グベンコ

1592年に, ロフマノヴォ部落の戸を担保として⁽³²⁰⁾いる。

⑦ ろくろ師リュビム

1592年に, チャシチャ部落の戸を担保として⁽³²¹⁾いる。

⑧ дегеныш アンドレイ (ワシーリーの息子)

1592年に, ブイゴロド村の戸を担保として⁽³²²⁾いる。

⑨ дегеныш アンドレイ (マーカルの息子)

1588年, 1589年10月11日にチャシチャ部落の戸を担保として⁽³²³⁾いる。

(315) Там же, с. 235, 249, 264

(316) Там же, с. 242, 263, 279

(317) Там же, с. 283, 284.

(318) Там же, с. 241, 259, 275.

(319) Там же, с. 283.

(320) Там же, с. 284.

(321) Там же.

(322) Там же, с. 289.

(323) Там же, с. 239, 256.

- ⑩ детеныш Андрей (ヤコフの息子)⁽³²⁴⁾
1590年9月4日, 1592年にチャンチャ部落の戸を担保としている。
- ⑪ детеныш ワシーリー・グルホイ⁽³²⁵⁾
1592年にロジオノヴォ部落の戸を担保としている。
- ⑫ детеныш エロフェーイ (フォードルの息子)⁽³²⁶⁾
1592年にチャンチャ部落の戸を担保としている。
- ⑬ детеныш イワン・ドルゴイ⁽³²⁷⁾
1588年にトロフィモヴォ部落の戸を担保としている。
- ⑭ детеныш ペールヴォイ (ロジオンの息子)⁽³²⁸⁾
1590年9月4日にはファージェイェヴァ部落の戸を担保とし, 1592年にはロジオノヴォ部落の戸を担保としている。
- ⑮ детеныш ステパン⁽³²⁹⁾
1592年にニコリスコエ村の戸を担保としている。
- ⑯ 町の番人ドロガーニャ⁽³³⁰⁾
1592年にノーヴォエ村の戸を担保としている。
- ⑰ オトチンチェヴォ村の屋敷番ペールヴォイ (ルガの息子)⁽³³¹⁾
1588年7月18日, 1589年とオトチンチェヴォ村の屋敷番としてオトチンチェヴォ村の戸を担保とし, 1592年には家畜の世話人としてオトチンチェヴォ村の戸を担保としている。
- ⑱ 「雇用労働者用の戸 *детин двор*」の炉焚き人ミハイル (チェムリュークの息子)⁽³³²⁾
1588年にノーヴォエ村の戸を担保としている。

(324) Там же, с. 272, 288

(325) Там же, с. 288.

(326) Там же.

(327) Там же, с. 238.

(328) Там же, с. 271, 287

(329) Там же, с. 288, 289

(330) Там же, с. 286.

(331) Там же, с. 247, 251.

(3) しかし、戸を所有しているにもかかわらず戸を担保とせず、保証人を立てている事例もある。

① дегеньш Молчанко (マトヴェイの息子)

ロフマノヴォ⁽³³³⁾ 部落に居住し、戸を持っているが、大工のジェメンチェイを保証人としている。

② дегеньш Элемай (クジマの息子)

ポクロフスコエ村に居住し、戸を持っているが、大工のジェメンチェイ⁽³³⁴⁾を保証人としている。

③ дегеньш Иван (ハリトンの息子)

1575年11月9日に、チャンチャ部落に戸を持っているが、ブルィコヴァ部落の管理人ネクリュードが保証人となっており、1581年10月15日には戸の所有には触れられずに、チャンチャ部落のワシーリー⁽³³⁵⁾が保証人となっている。

④ дегеньш Михаил (オブロシムの息子)

1573年11月16日に、オトチンチェヴォ村に戸を持っていたが、担保とせず、дегеньш オフシャニク (オヌフリーの息子) が保証人となっており、1575年11月4日には戸の所有には触れられずに、保証人のみが記載されて⁽³³⁶⁾いる。

⑤ дегеньш Офшаник (オヌフリーの息子)

1573年11月16日に、オトチンチェヴォ村に戸を持っていたが、担保とせず、Михаил (オブロシムの息子) が保証人となっており、1575年11月4日には戸の所有には触れられずに、保証人のみとなっ⁽³³⁷⁾ている。

⑥ дегеньш Семен (マルチャンの息子)

(332) Там же, с. 243.

(333) Там же, с. 193.

(334) Там же, с. 193, 207, 216.

(335) Там же, с. 209, 230.

(336) Там же, с. 194, 207.

(337) Там же, с. 194, 208.

1573年11月16日, 1575年12月6日, 1579年10月27日にはチャシチャ部落に戸を持っていたが, 保証人を立てていた。そして, 1581年10月15日になって, 保証人を立てずに, チャシチャ部落の戸を担保としている。⁽³³⁸⁾

- ⑦ детеныш Гавриил・ヤрил (ジェメンティエーの息子)

ノーヴォエ村に戸を所有していたが, 当初は保証人を立て (1573年12月2日, 1579年10月27日, 1581年10月15日), 後に戸を担保としている (1588年, 1589年10月11日, 1590年9月4日, 1592年)。⁽³³⁹⁾

- ⑧ детеныш Андрей (ミハイルの息子)

ヴォロニナ部落に住み, 自己の戸を持っていながら, 保証人を立てている。⁽³⁴⁰⁾

- ⑨ детеныш Иван (フォードルの息子)

ノソヴォ部落に住み, 自己の戸を持っていたので, 1573年10月31日には保証を必要としなかったが, 1575年11月17日には, ノソヴォ部落に居住しているにもかかわらず, 保証人を立てている。⁽³⁴¹⁾

- ⑩ детеныш Матвей (ミヘイの息子)

1573年10月31日, 1575年11月4日と, ファージェイェヴァ部落に住んで, 戸を持っていたにもかかわらず保証人を立て, 1579年10月30日には自己の戸を担保としたが, 1581年10月15日には再び保証人を立てている。⁽³⁴²⁾

- ⑪ детеныш Яким (チモフェイの息子)

1973年12月17日の記載によると, チャシチャ部落の戸を持ちつつ, 戸を担保とせず, おじでジェチョーヌィシのアンドレイを保証人としており, 1575年11月9日, 1579年10月29日, 1581年10月15日には保証人の名前だけが記載されていたが, 1588年, 1589年10月11日, 1590年9月4日, 1592年にはチャシチャ部落の戸を担保としている。⁽³⁴³⁾

(338) Там же, с. 194, 210, 215, 216, 230.

(339) Там же, с. 196, 215, 228, 239, 256, 272, 288.

(340) Там же, с. 194.

(341) Там же, с. 192, 209.

(342) Там же, с. 192, 193, 207, 217, 230.

(343) Там же, с. 199, 209, 216, 229, 239, 256, 270, 271, 287.

⑫ детеныш Исак (フォードルの息子)

1573年12月2日には自分の戸を持ち、ノーヴォエ村に住んでおり、保証については何も触れられていないが、1575年11月18日、1579年10月29日にはブルィコヴォ部落の管理人ネクリュードが保証人となり、1581年10月15日にはジェチョーノクのヤキム(チモフェイの息子)が保証人となっている。⁽³⁴⁴⁾

このように、いずれもジェチョーヌィンだという点が特徴的である。

(4) また、担保を提供しつつ、同時に保証人も必要としている事例もある。

① ストッキング製造工アナーニー

1589年10月11日、1590年9月4日と、オニスキナ部落にある戸を担保とし、親方でストッキング製造工であるペールヴォイを保証人としている。⁽³⁴⁵⁾

② детеныш Дрофей (フォードルの息子)

1588年には保証人のみであったが、1589年10月11日、1590年9月4日には保証人とともにチャンチャ部落の戸を担保としている。⁽³⁴⁶⁾

③ детеныш Роман (ワシーリーの息子)

1590年9月4日に、保証人とともにチャンチャ部落の戸を担保としている。⁽³⁴⁷⁾

④ детеныш Роман (ワシーリーの息子)

1581年10月15日、1588年とノーヴォエ村の戸を担保としていたが、1590年9月4日には、これに加えて保証人を立て、1592年には再び担保のみに戻っている。⁽³⁴⁸⁾

⑤ 馬係マトヴェイ (エフスターフィーの息子)

1581年10月1日、1588年、1589年10月11日、1590年9月4日と保証人のみであったが、1592年には、保証人とともに、ノソヴォ部落の戸を担保と

(344) Там же, с. 196, 209, 216, 228, 229.

(345) Там же, с. 260, 275.

(346) Там же, с. 240, 257, 272.

(347) Там же, с. 271.

(348) Там же, с. 229, 239, 273, 288.

(349)
している。

このように、戸を所有し、それを担保として、保証人を必要としない事例もあるが、数的には戸を所有せず、保証人を必要としている場合が圧倒的である。ただ、戸を所有しつつ、それを担保とせずに、保証人を立てている事例もあることを考慮するならば、保証人を必要としているからといって、必ずしも戸を所有していなかったとは言えない。しかし、戸を所有していたことが確実なわけでもない。おそらく、戸を所有していなかった人達が圧倒的であったのだろう。

これと関連して、また、オブロック受領者の実態を把握する上で注目に値するのは、同一人物で、当初は戸を所有していないため保証人を必要としていたのが、ある時点から戸を所有することになり、その結果、保証人を必要としなくなっている場合や、その逆の場合である。このような事例として挙げることができるのは、

① 靴工ドロガーニャ（フィリップの息子）

彼については、1581年より前に保証人、担保とも言及されていないが、この年にオブロック1ループリの代わりにポクロフスコエ村にあるデメホフスカヤの大工達の戸を与えられ、それ以後、与えられた戸を担保として⁽³⁵⁰⁾いる（息子ダニールも靴職人である）。

② 靴工ワシーリー（ブダイの息子）

1581年、1587年、1558年には保証人を立てていたが、1589年12月11日に⁽³⁵¹⁾はポクロフスコエ村の戸を担保としている。

③ 靴工トレチャーク（イワンの息子）

1587年、1588年と保証人を立てていたが、1589年12月11日には⁽³⁵²⁾チャ部⁽³⁵²⁾部落の戸を担保としている。

(349) Там же, с. 224, 240, 259, 274, 283.

(350) Там же, с. 198, 213, 220, 228, 235, 250, 264.

(351) Там же, с. 228, 236, 250.

(352) Там же, с. 235, 250, 264.

④ ストッキング製造職人パールヴォイ（アルチェムの息子）

1576年1月5日, 1581年10月1日と保証人を立てていたが, 1588年, 1589年10月11日, 1590年9月4日とオニスキナ部落にある戸を, 1592年にはロフマノヴォ部落の戸を担保としている。⁽³⁵³⁾

⑤ テーブルクロス織工アレクセイ

1588年, 1589年10月11日, 1590年9月4日には保証人を立てていたが, 1592年にはヴィソーカヤ部落にある戸を担保としている。⁽³⁵⁴⁾

⑥ 裁縫師ワシーリー（ミハイルの息子）

1581年には保証人を立てていたが, 1588年12月27日, 1589年12月11日にはポクロフスコエ村にある戸を担保としている。⁽³⁵⁵⁾

⑦ 裁縫師イワン・カジャ（セルゲイの息子）

1573年12月17日, 1576年1月4日には保証人を立てていたが, おそらく1579年12月29日以降は, ポクロフスコエ村にある戸を担保にしている(1581年と1588年12月27日にはそれが記載されている)。⁽³⁵⁶⁾

⑧ 裁縫師イワン（アンドレイの息子）

1573年12月17日, 1576年1月2日には保証人を立てており, 1579年12月26日, 1581年, 1587年12月22日には保証人の記載もないが, 1588年12月27日にはポクロフスコエ村の戸を担保としている。1588年の記載では, 修道院長の命によって, 彼には7098年分のオブローク1.5ルーブリと針用の1アルトゥインがあらかじめ与えられ, 彼の同僚には秋のニコラの日(11月6日)から7098年分のオブロークを与えられることになるが, その時には, 彼には与えないとされている。⁽³⁵⁷⁾

⑨ 裁縫師ピャートイ（フォードルの息子）

1581年, 1588年には保証人を立てていたが, 1589年12月11日にはノー

(353) Там же, с. 213, 226, 242, 260, 275, 284.

(354) Там же, с. 243, 260, 275, 287.

(355) Там же, с. 227, 249, 264.

(356) Там же, с. 198, 213, 220, 227, 249.

(357) Там же, с. 198, 212, 219, 227, 235, 249, 250.

ヴォエ村にある戸を担保としている。⁽³⁵⁸⁾

⑩ 鍛冶屋トレチャーク (イストマの息子)

1588年には保証人を立てていたが、1589年10月11日、1590年9月4日と
ノーヴォエ村の戸を担保としている。⁽³⁵⁹⁾

⑪ ろくろ師フィリップ (ドミトリーの息子)

1573年11月14日、1576年1月3日、1579年10月29日には保証人を立て、
1581年10月1日には担保・保証人とも記載がないものの、1588年以降、
1589年10月11日、1590年9月4日、1592年とチャンチャ部落の戸を担保と
している。⁽³⁶⁰⁾

⑫ 大工モイセイ (トゥルフォンの息子)

1581年、1588年、1589年10月11日には保証人を立てていたが、1590年9
月4日にオブローク20アルトゥインの代わりにポクロフスコエ村にある戸
を与えられ、1592年にはその戸を担保としている。⁽³⁶¹⁾

⑬ 大工カーリーナ

1588年には保証人を立てていたが、1589年10月11日、1590年9月4日に
はチャンチャ部落の戸を担保としている。⁽³⁶²⁾

⑭ 車大工・大工ミハイル (ヨシフの息子)

車大工として1581年10月1日、1588年には保証人を立てていたが、
1589年10月11日には車大工として、1590年9月4日には大工としてロジオ
ノヴォ部落の戸を担保としている。⁽³⁶³⁾

⑮ 桶職人レオンティエ

1588年には保証人を立てていたが、1589年10月11日にはファジェイエ
ヴァ部落の戸を、1590年9月4日にはロジオノヴォ部落の戸を担保として

(358) Там же, с. 228, 249, 264.

(359) Там же, с. 242, 260, 275.

(360) Там же, с. 194, 213, 216, 226, 242, 260.

(361) Там же, с. 227, 250, 259, 274, 283.

(362) Там же, с. 241, 259, 274.

(363) Там же, с. 226, 241, 259, 260, 274.

(364)
いる。

⑩ детеныш ジェニス (マクシムの息子)

1589年10月11日, 1590年9月4日と保証人を必要とし, 1592年にはニコリスコエ村の戸を担保としている。⁽³⁶⁵⁾

⑪ детеныш イワン (フョードルの息子)

1588年, 1589年10月11日, 1590年9月4日と保証人を立てていたが, 1592年にはストミロヴォ部落の戸を担保としている。⁽³⁶⁶⁾

⑫ детеныш イストマ

1588年には保証人を立てていたが, 1589年10月11日にはヴィソーカヤ部落にある戸を担保としている。⁽³⁶⁷⁾

⑬ детеныш メンシク (グリゴリーの息子)

1588年と1589年10月11日には保証人を立てていたが, 1590年9月4日にはファージェイェヴァ部落の戸を, 1592年にはロジオノヴォ部落の戸を担保としている。⁽³⁶⁸⁾

⑭ детеныш メンシク (ナウムの息子)

1588年には保証人を立てていたが, 1589年10月11日, 1590年9月4日, 1592年にはチャンチャ部落の戸を担保としている。⁽³⁶⁹⁾

⑮ детеныш ミハイル・ヴォドピヤン

1588年には保証人を立てていたが, 1589年10月11日, 1590年9月4日, 1592年にはチャンチャ部落の戸を担保としている。⁽³⁷⁰⁾

⑯ детеныш ミハイル (セメンの息子)

1573年11月3日, 1575年11月4日には保証人を立てていたが, 1581年10

(364) Там же, с. 241, 259, 275.

(365) Там же, с. 252, 258, 271, 287, 288.

(366) Там же, с. 238, 257, 272, 287.

(367) Там же, с. 239, 256.

(368) Там же, с. 238, 239, 257, 273, 287.

(369) Там же, с. 239, 257, 272, 288.

(370) Там же, с. 239, 256, 271, 287.

月15日にはノーヴォエ村の戸を担保としている。⁽³⁷¹⁾

㉓ детеныш Семен・ボルжинскоイ

1581年10月15日にはノーヴォエ村の4人が保証人となり、1588年には
 Чанчя部落のАндрейが保証人となっていたが、1589年10月11日、⁽³⁷²⁾
 1590年9月4日、1592年にはファジェイエヴァ部落の戸を担保としている。

㉔ детеныш Тречяк・Прешвои

1588年、1589年10月11日、1590年9月4日には保証人を立てていたが、
 1592年にはЧанчя部落の戸を担保としている。⁽³⁷³⁾

㉕ детеныш Фьодол (シドルの息子)

1589年10月11日、1590年9月4日と保証人を立てていたが、1592年には
 Чанчя部落の戸を担保としている。⁽³⁷⁴⁾

㉖ детеныш Якоф・Латяшя

1581年10月15日、1588年には保証人を立てていたが、1589年10月11日、
 1590年9月4日にはЧанчя部落の戸を担保としている。⁽³⁷⁵⁾

㉗ детеныш Эмериан (フォマの息子)

1589年5月9日、1589年10月11日、1590年9月4日と保証人を立ててい
 たが、1592年にはイリイツィノ村の戸を担保としている。⁽³⁷⁶⁾

㉘ 漁師Алексеи (カルプの息子)

1573年11月24日には保証人を立てていたが、1575年12月29日、1579年11
 月9日にはファジェイエヴァ部落にある戸を担保としている。しかし、
 1581年には再び保証人を立てている。⁽³⁷⁷⁾

㉙ 漁師Григорий (タラスの息子)

(371) Там же, с. 193, 208, 228

(372) Там же, с. 229, 239, 256, 271, 287

(373) Там же, с. 239, 257, 272, 288.

(374) Там же, с. 257, 258, 272, 289

(375) Там же, с. 229, 240, 257, 272.

(376) Там же, с. 252, 258, 271, 287.

(377) Там же, с. 195, 211, 218, 226.

1573年11月24日, 1575年12月29日, 1579年11月9日, 1581年10月1日, 1588年と保証人を立てていたが, 1589年10月11日, 1590年9月4日には
 チャンチャ部落にある戸を担保としている。⁽³⁷⁸⁾

③⑩ 漁師フョードル (ロジオンの息子)

1588年には保証人を立てていたが, 1589年10月11日, 1590年9月4日には
 チャンチャ部落の戸を担保としている。⁽³⁷⁹⁾

③⑪ ブイゴロド村の屋敷番ミハイル

1580年1月10日, 1588年7月18日, 1589年と保証人を立てていたが, 15
 89年12月11日はブイゴロド村の戸を担保としている。しかし, 1592年には
 再び保証人を立てている。⁽³⁸⁰⁾

③⑫ 厩番ザーハル

1588年には保証人を立てていたが, 1589年10月11日, 1590年9月4日に
 はオトチンチュヴォ村の戸を担保としている。⁽³⁸¹⁾

の32例である。このうち、オブロークの代わりに戸が与えられている場合が2
 例ある。また、職種別に見た場合には、オブローク受領者の中でも多数を占め
 ているジェチョーヌィンが12例と最も多く、次いで、裁縫師、大工（車大工、
 桶職人も含めて）が4例ずつ、靴工・漁師が3例ずつ、残りは、テーブルクロ
 ス織工・ストッキング製造職人・鍛冶屋・ろくろ師・番人・屋敷番が各1例ず
 つである。

なお、担保についても、保証人についても、その理由が示されることなく、
 いずれも記載されていない事例がいくつかあり、その事例の中で特徴的な
 のは、大工あるいは車大工とされているアクセン（イグナティーの息子）、大工あ
 るいは桶屋とされているシリヤイ、大工のアルチェム（この人物については、
 当初シリヤイが保証人となっている）、ストッキング製造工のグリゴリー、鍛

(378) Там же, с. 195, 211, 218, 226, 243, 261, 276.

(379) Там же, с. 243, 261, 276.

(380) Там же, с. 220, 221, 247, 248, 251, 267, 289.

(381) Там же, с. 243, 261, 276.

冶屋のイワン（ミハイルの息子）のような、技術の修得を要する手工業者が含まれていることである。⁽³⁸²⁾戸を持っているかどうかを論じる際には、このような人達をどう取り扱うかによって、状況が変わってくるので、慎重に取り扱わなければならないが、本稿では、この6人については戸を持っていたという仮定の下に、オブロック受領者の戸の所有という観点から、これまでに挙げた事例を、職種別に整理してみると、

靴工～4人（9人中）

鞍師～1人（3人中）

裁縫師～4人（18人中）

テーブルクロス織工～1人（3人中）

ストッキング製造職人～4人（5人中）

ろくろ師～2人（5人中）

大工（車大工、桶職人を含む）～10人（22人中）

石工～1人（2人中）

鍛冶屋～2人（10人中）

ジェチャーヌィシ～36人

家畜の世話人・屋敷番～4人

漁師～3人（12人中）

炉焚き人～1人

番人～2人（24人中）

馬係～1人（50人中）

となり、火掻き棒製造職人に戸の所有者がいない点と、鍛冶屋に戸の所有者が少ないという点を例外として、手工業者については戸を持っている人達の割合が比較的高い。これとは対照的に、屋敷番、炉焚き人、番人、馬係の場合は、圧倒的に戸を持たない人達が多い。ジェチャーヌィシの場合は、他と比較すると戸を持つ人達が多いが、絶対数が多いだけに、戸を持つ人の占める割合は低

(382) Там же, с 195, 197, 199, 200, 202, 213, 215, 216, 220, 221, 226, 227

461 16世紀後半のヨシフ＝ヴォロコラムスキー修道院領における雇用労働力 (383) —387—
 くなる。

このように、オブロック受領者の戸の所有状況は、職種によってかなり異なるものであったが、戸の所有の有無はオブロック受領者の日常的な生活がどこで営まれたか、という問題と密接に関わっている。そこで、次に、前述のような戸の所有状況を前提としつつ、オブロック受領者の生活の場について検討を加えてみたい。

2 オブロック受領者の生活の場

戸を持っている人達が、生活の場をその戸に置いていたことは、当然のことであろう。彼らが、自己の所有する戸を拠点としながら、オブロック受領者として、修道院にそれぞれの職種に応じたサービスを提供していたことは、第2章で言及した漁師ヤコフやトミーラの例によっても明らかである。しかし、サービスの内容如何によっては、生活の場と切り離される状況も生じ得る。前述の生活の場と労働の場との関係が問われることになる。

そこで、戸の存在する集落に注目すると、ノーヴォエ村（9戸）とポクロクスコエ村（8戸）、そして、これらの村々に付属するチャンチャ部落（19戸）、ファジェイエヴァ部落（7戸、うち3人は、後にロジオノヴォ部落へ移る）、ロジオノヴォ部落（3戸、後に3人が当部落に戸を持つ）、ヴィソーカヤ部落（2戸）、プロボエヴォ部落（1戸）に合計49戸で、所在地の判明する67戸中の大部分が、これらの村と部落に集中していることが特徴的である。残りの戸は、イリイツィノ村（1戸）とこの村に付属するヴォロニナ部落（1戸）とトロフィモヴォ部落（1戸）、オトチンチュエヴォ村（5戸）とこの村に付属するロフマノ

(383) ディヤーコノフは、手工業者を含めて全てジェチョーヌィンと捉えているからであるが、ジェチョーヌィンについて、戸を所有するジェチョーヌィンと、戸を所有せず、修道院内に居住するジェチョーヌィンの存在を指摘している。その際、自己の耕作地、すなわち、いくらかでも生活を保障する固有の経済、を持たなかったために、ジェチョーヌィンは自己の存在をもっぱら修道院の扶養によって維持しなければならなかった、と捉えている（Дьяконов М. Указ соч., с. 306）。

ヴォ部落（2戸）、ブイゴロド村（2戸）とこの村に附属するノソヴォ部落（2戸）、スロミロヴォ部落（1戸）、そして、ニコリスコエ村（2戸）とこの村に附属するオニスキナ部落（2戸、うち1人は、後にロフマノヴォ部落に戸を持つ）に存在している。いずれも、当該修道院所在地から近いところに存在している。

また、職種と戸の所在地との関連を見てみると、一時期、ストックキング製造職人の戸は、オニスキナ部落に集中していた。裁縫師の戸も、4戸のうち3戸がポクロフスコエ村に集中している。同村には、他に靴工の戸（3戸）、大工の戸（1戸）と、手工業者の戸が多い。ノーヴォエ村にも、鍛冶屋と裁縫師の戸が1戸ずつある。他方、チャシチャ部落には、漁師とろくろ師の戸が2戸ずつ、靴工と大工の戸が1戸ずつあるものの、ジェチョーヌィシの戸が13戸と、ジェチョーヌィシの戸が圧倒的である。同部落は、部落と⁽³⁸⁴⁾いうものの、1569年7月20日付のソートナヤによると、農民の住む11戸と並んで、荒廃した戸が9戸、耕地を持たない戸が3戸あり、戸数は相当多いのである。これら荒廃した戸に、ジェチョーヌィシが居住することになったとも考えられる。

このように、オブロック受領者の戸が修道院近郊に存在している場合、サービスの内容にかかわらず、生活の場を維持しつつ、修道院へのサービスを提供することが可能であったと思われる。また、ある特定の職種に携わる人々の戸が一つの集落に集中していることは、集落毎の職業の専門化を推測させるが、先に挙げた事例のみによって判断することはできない。

いずれにせよ、オブロック受領者であって、戸を持つ人々は、修道院近郊に居住して、そこを生活の場としながら、修道院へのサービスを提供していた

(384) また、同ソートナヤによると、この時ノーヴォエ村には大工のミハイルの戸とテーブルクロス織工ガヴリールの戸が、ポクロフスコエ村には鞍師のクジマの戸が、いずれも耕地を伴わない戸として存在していた。しかし、この2つの村以外のベリー村・ベルコヴォ村・ボロバノヴォ村・ヴォルシノ村・イワノフスコエ村・コンドラトヴォ村・マモンノ村・ニコリスコエ村・スドゥニコヴォ村・スパスコエ村・ウスペンスコエ村・シェスタコヴォ村や部落には手工業者の戸は存在していなかった(AΦ3X. ч. 2, № 347)

ものと考えられる。これは、当初は戸を持たず、後に戸を持つことになった人々についても言えることであろう。

しかし、後者の場合の戸を持っていなかった期間、あるいは一貫して戸を担保としていない人々についてはどうだったのだろうか。このような戸を持たない人々は、どこで生活していたのだろうか。

これについて、まず注目しなければならないのは、オブロークの授受に際しての次のような表現である。

- ① 1573年10月1日に、火掻き棒製造職人のミハイルは、オブロークとして40アルトゥインを得たが、10月15日から10月15日まで居住しなければなら⁽³⁸⁵⁾なかつた。
- ② 1573年12月20日に、金庫番フォマ（タルフの息子）は、オブロークとして25アルトゥインを得たが、1年間居住しなければなら⁽³⁸⁶⁾なかつた。
- ③ 1574年1月23日に、番人チモフェイ（ステパンの息子）は、オブロークとして0.5ルーブリを得たが、1年間居住しなければなら⁽³⁸⁷⁾なかつた。
- ④ 1574年2月3日に、ジェチョーヌィシのアンドレイ（フォマの息子）、イワン（ワシーリーの息子）、フォードル（ミトロファン⁽³⁸⁸⁾の息子）の3人は、オブローク25アルトゥインを得たが、至聖生神女庇護祭（10月1日）まで居住しなければなら⁽³⁸⁸⁾なかつた。
- ⑤ 1574年3月27日に、ジェチョーヌィシのイサク（クリムの息子）は、20アルトゥイン1グリヴナを得たが、11月14日まで居住しなければなら⁽³⁸⁹⁾なかつた。

職種の異なる彼らが、どこに居住しなければならなかつたのかについての記載はないが、居住を義務付けられているのである。どこで、という点で想起し

(385) ВХКкдсв, с. 190.

(386) Там же, с. 199.

(387) Там же, с. 202.

(388) Там же.

(389) Там же, с. 204.

なければならないのは、炉焚き人の労働の場である。炉焚き人の労働の場については、すでに第2章で部分的に触れたが、手工業者の労働の場を示唆する表現と共に、「雇用労働者の小屋」«дитина изба», 「雇用人の小屋」«служна изба», 「雇用労働者の戸」«дитин двор», 「雇用労働者の小屋の雇用労働者の部屋」«дитин дворец в дитин избу»⁽³⁹⁰⁾「馬係の小屋」«конюшенная изба»という表現や、炉焚き人の担当する村名が記載されている場合がある。

馬係の場合、前述のように、戸を持つ人物は1名しか存在していなかったことを考慮すると、馬係の小屋は、馬係が居住するための小屋であったと考えられる。雇用労働者用の小屋については、一般的な表現しかされていないので、特定の職種を当てはめることはできない。手工業者の場合は、第2章で触れたように、職種毎の小屋が存在し、そこが仕事場であったと同時に、宿泊施設でもあった可能性が高い。また、雇用労働者あるいは雇用人の小屋が宿泊施設であり得た。しかし、これらの小屋は、いずれも、同一年度における炉焚き人が1人であり、小屋を表わす表現が単数形であることを考慮すると、修道院内に、複数ではなく、一つずつ存在していたと思われる。しかも、これらの小屋を利用できるのは、オプローク受領者として修道院に対するサービスを提供している期間だけであったと考えられる。

では、戸を持たない人達がオプロークを受領していない時の、通常の生活の場はどこであったのだろうか。すでに言及したことであるが、オプローク受領者の居住地が記載されている点にも注目しなければならない。オプローク受領者の多くは、修道院所領内の村や部落に居住していたことを示唆している。しかし、戸を持っていないとすると、どこにかということになるが、この点で無視することができないのは、村内に存在する келья, つまり、救貧施設としての小さな小屋である。これは、某村の炉焚き人として、という表現があることから判断すると、炉焚き人の、もう一つの仕事場でもあると思われる。⁽³⁹¹⁾

(390) Там же, с. 191, 205, 214, 221, 222, 232, 233, 243, 244, 251, 261, 284, 285.

(391) 炉焚き人の仕事場と結びついている村は、すでに触れたように、アンギロヴォ村、ベーリ村、ボランコヴォ村、ポロボノヴォ村、ブジャロヴォ村、ブイ

救貧施設については、すでに第2章で、修道院が領内の村に所有する施設の一つとして触れておいたが、各村に複数存在していることが多かった。例えば、前述のソートナヤによると、ニコリスコエ村に2つ、ベルコヴォ村・コンドラトヴォ村に各4つずつ、ウスペンスコエ村・シェスタコヴォ村・スキルマノヴォ村・マモシノ村に各5つずつ、スドゥニコヴォ村・イワノフスコエ村に各6つずつ、ヴルシノ村に8つ、ポクロフスコエ村に15の救貧施設が存在していた。⁽³⁹²⁾この中では、当該修道院の所在地に最も近いポクロフスコエ村の救貧施設数の多さが際立っている。なお、同ソートナヤによると、ポロバノヴォ村、ノーヴォエ村、ログシノ村、ペーリ村、スバスコエ村には救貧施設は存在していなかった。⁽³⁹³⁾

したがって、一つの可能性として、戸を所有していないオブローグ受領者は、救貧施設に居住して、修道院から食糧を提供されながら、日々の生活を送り、時に修道院に労働力を提供することによって、職種に応じた施設へと生活の場を移していたと思われる。が、第1節で検討したように、戸の所有状況は

ゴロド村、フィコヴォ村、ヴェイノ村、ボルツノ村、エリナルホヴォ村、ズボヴォ村、イワノフスコエ村、イエヴレヴォ村、イリイツィノ村、コンドラトヴォ村、クジモジェミヤンスコエ村、レストヴィツィノ村、ルコヴニコヴォ村、マモシノ村、ノーヴォエ村、オヴドチノ村、オトチンチェヴォ村、ラキチノ村、ラメンコ村、サヴェリエヴォ村、ソファトヴォ村、スバスコエ村、スドゥニコヴォ村、トルィズノヴォ村、トゥーロヴォ村、ウスペンスコエ村、ファウストヴァ＝ゴラ村、シェスタコヴォ村であり、救貧施設の存在が確認できる村と必ずしも一致してはいない。そのため、炉焚き人の仕事場として、各村に存在する修道院の他の付属施設も考えられる。が、救貧施設の存在を確認できる場合の方が、史料的制約によってむしろ少なく、史料的に確認することができない村々にも、救貧施設の存在を推定することは可能であろう。

(392) *АФЗХ*, ч. 2, № 347.

(393) *Там же* なお、ポロバノヴォ村とノーヴォエ村はポクロフスコエ村と一体として扱われているので、救貧施設がポクロフスコエ村に集中しているとも考えられる。また、他のソートナヤによると、ブジャロヴォ村(*Там же*, № 148, 294)、サヴェリエヴォ村(*Там же*, № 294)ファウストヴァ・ゴラ村(*Там же*, № 434)アングロヴォ村とベリヤミノヴォ村(*Там же*, № 435)についても、救貧施設の記載はない。これは、文書の性格にもよるので、救貧施設の有無をこれだけで判断することはできない。

職種によって違いがあり、救貧施設での生活ということを一般化することはできない。職種による戸の所有状況を見捨てることはできないのである。

しかも、オブロック受領者の妻帯如何が、救貧施設あるいは職種に応じた修道院の付属施設での生活を可能とするかどうかに関連しているようにも思われる。つまり、結婚している場合に、救貧施設あるいは職種に応じた修道院の付属施設で生活することが可能だったのかどうか、という問題が残されている。オブロック受領者の結婚があり得なかった場合には、戸を持たないオブロック受領者が救貧施設あるいは職種に応じた修道院の付属施設を利用することは当然であったと考えられるが、オブロック受領者が結婚する可能性があった場合には、救貧施設等の利用はどうなるのだろうか。

そこで、次にオブロック受領者の結婚について検討を加えてみたい。

3 オブロック受領者の婚姻について

この点で示唆的なのは、すでに触れた馬係ニコリスコエ村のフォードルの場合である。かれは、すでに1581年10月1日に馬係としてオブロックを受領していたが（この時の保証人はステパン）、1588年にも保証人としてイワンを立て、オブロックとして1ルーブリを与えられていたが、結婚のため馬係りを退いた。これに伴って、かれに代わる馬係としてクジモジェミヤンスコエ村のグリシカ（グレゴリー）が派遣された。このグリシカが受け取ったオブロックの額は、フォードルの残任期間分に相当する20アルトゥインであった。⁽³⁹⁴⁾この事例は、オブロック額は期間によって決定されることを示しているとともに、オブロック受領者が結婚していたことも示している。

さらに、オブロック受領者の結婚については、オブロック受領者に子供が存在していたことを示す次のような事例、

- ① ドロガーニャ（フィリップの息子）は、1573年12月17日以降、靴工として度々オブロックを受領しているが、彼の息子ダニールも、1587年以降、

(394) *BXKkdeB*, c. 224, 240

父親ドロガーニャが保証人となって、靴工としてオブロックを受領している。⁽³⁹⁵⁾

- ② イワン(アンドレイの息子)は、裁縫師として1573年12月17日以降、度々オブロックを受領しているが、彼の息子タラフも、裁縫師として1587年12月17日、1589年12月11日に、裁縫師としてオブロックを受領しており、その際、いずれも父親イワンが保証人となっている。イワンのもう一人の息子フォードルの場合も、1580年2月2日、1581年、1588年、1589年12月11日に裁縫師としてオブロックを受領しており、1588年にはイワン自身が保証人となっている。⁽³⁹⁶⁾
- ③ セルゲイは、1588年に鍛冶屋としてオブロックを受領したが、その際保証人となったのは、娘婿のアンドレイ・グンダールであった。⁽³⁹⁷⁾
- ④ フィリップ(ドミトリーの息子)は、ろくろ師として1573年11月14日以降度々オブロックを受領しているが、彼の息子ミハイルも、父親フィリップが保証人となって、1588年、1589年10月11日、1590年9月4日に、ろくろ師としてオブロックを受領している。⁽³⁹⁸⁾
- ⑤ シリヤイ(イワンの息子)は、1573年11月28日から1581年10月1日まで、桶屋あるいは大工としてオブロックを受領しているが、彼の息子イワンも、1589年12月11日、1590年9月4日、1592年に桶屋あるいは大工としてオブロックを受領している。⁽³⁹⁹⁾
- ⑥ ジェメンティー(クジマの息子)は、1573年11月28日、1576年1月5日、1579年10月27日と、大工としてオブロックを受領しているが、最初と

(395) ドロガーニャについては *Там же*, с. 198, 213, 220, 228, 235, 250, 264 を, ダニールについては *Там же*, с. 236, 250, 264 を参照。

(396) イワンについては *Там же*, с. 198, 212, 219, 227, 235, 249—251 を, フォードルについては *Там же*, с. 221, 228, 235, 249, 264 を参照。

(397) *Там же*, с. 242

(398) フィリップについては *Там же*, с. 194, 213, 216, 226, 242, 260, 276, 284 を, ミハイルについては *Там же*, с. 260, 276 を参照。

(399) シリヤイについては *Там же*, с. 195, 213, 216, 226 を, イワンについては *Там же*, с. 265, 275, 283 を参照。

最後の場合に保証人となっているのは娘婿で裁縫師のコンスタンチン（ニキータの息子）である。コンスタンチン自身も、裁縫師として1573年12月17日、1576年1月2日、1579年12月26日にオブロックを受領している。⁽⁴⁰⁰⁾

- ⑦ オスタシコヴァ村のイワン・ゴルブンは、大工として1588年にオブロックを受領しているが、その時保証人となっているのが息子マクシムで、マクシム自身、1588年、1590年9月4日にジェチョーヌィシとしてオブロックを受領しており、彼の保証人となっているのが父親イワンである。⁽⁴⁰¹⁾
- ⑧ グリゴリーは、1588年、1589年10月11日、1590年9月4日、1592年にジェチョーヌィシとしてオブロックを受領しているが、息子ボグダンも、1588年にジェチョーヌィシとしてオブロックを受領しており、グリゴリーが保証人となっている。⁽⁴⁰²⁾
- ⑨ イワン・ドルゴイは、トゥロフィモヴォ部落の戸を担保とし、1588年にジェチョーヌィシとしてオブロックを受領しているが、同年に、彼の息子アクセンはオトチシチェヴォ村の炉焚き人として、同じく息子イワンは тележный повар として、もう一人の息子ペールヴォイは1581年10月1日に馬係として、それぞれオブロックを受領している。そして、アクセンの保証人には父親イワンが、イワンの保証人には父親イワンと兄弟ペールヴォイがなっている。⁽⁴⁰³⁾
- ⑩ ピョートル（イワンの息子）は、1575年11月18日、1581年10月15日にジェチョーヌィシとしてオブロックを受領しているが、その際、いずれも保証人となったのは娘婿のセメン（マルチャンの息子）で、セメン自身も、1573年11月16日、1575年12月6日、1579年10月27日、1581年10月15日

(400) ジェメンティーについては Там же, с. 195, 213, 216 を、コンスタンチンについては Там же, с. 198, 212, 219 を参照。

(401) イワンについては Там же, с. 241 マクシムについては Там же, с. 238, 271 を参照。

(402) グリゴリーについては Там же, с. 239, 257, 272, 287 を、ボグダンについては Там же, с. 240 を参照。

(403) イワンについては Там же, с. 238, アクセンについては Там же, с. 244, 息子イワンについては Там же, с. 242, 243, ペールヴォイについては Там же, с. 221 を参照。

- にジェチョーヌィシとしてオブロークを受領している。⁽⁴⁰⁴⁾
- ⑪ アンドレイ（グリゴリーの息子）は、1589年10月11日に、ジェチョーヌィシとしてオブロークを受領したが、その時保証人となったのは、妻の父親でテーブルクロス織工のアレクセイであった。アレクセイ自身も、1588年、1589年10月11日、1590年9月4日、1592年にテーブルクロス織工としてオブロークを受領している。⁽⁴⁰⁵⁾
- ⑫ ロジオン（イワンの息子）は、1592年にジェチョーヌィシとしてオブロークを受領したが、その際保証人となった2名のうち1名は、妻の父親⁽⁴⁰⁶⁾フィコヴォ村のイワンであった。
- ⑬ ドミトリー（イワンの息子）は、1592年にジェチョーヌィシとしてオブロークを受領したが、その時保証人となったのは妻の父親⁽⁴⁰⁷⁾フォードルである。
- ⑭ イワン（フォードルの息子）は、1573年12月7日に、ヴェリヤミノヴォ村の屋敷番として20アルトゥインを受領するとともに、彼の息子も、家畜を放牧することを条件として、5アルトゥインを得ている。⁽⁴⁰⁸⁾
- ⑮ ザーハル（ワシーリーの息子）は、1589年12月11日に、トゥリズノヴォ村の屋敷番としてオブロークを受領しているが、彼の息子ガヴリールは、同日に、エルナルホヴォ村の炉焚き人としてオブロークを受領しており、⁽⁴⁰⁹⁾その際、父親ザーハルが保証人となっている。
- ⑯ 1574年1月8日に、アンドレイは、レストヴィツィノ村の屋敷番として、オブロークを受領し、彼の息子セメンも、炉焚き人としてオブロークを受領している。アンドレイは古参住民なので担保必要とせず、セメンの

(404) ピョートルについては Там же, с. 209, 230, セメンについては Там же, с. 194, 210, 215, 216, 230. を参照。

(405) アンドレイについては Там же, с. 258. を, アレクセイについては Там же, с. 243, 260, 275. を参照。

(406) Там же, с. 289

(407) Там же.

(408) Там же, с. 197.

(409) Там же, с. 268.

保証人は父親アンドレイである。⁽⁴¹⁰⁾

を挙げることができる。

このように、上に列挙した事例は、オブロック受領者の結婚を明確に示している。しかも、ここに登場する人物のうち、オブロック受領者自身の子供を除いた15名の中で、戸の所有が明確なのは10名であり、子弟のいるオブロック受領者が、必ずしも、戸を担保としたり、戸を持っているにもかかわらず保証人を立てているという訳ではなかった。つまり、戸を所有していることが結婚の前提となっていないのである。また、屋敷番の未亡人へのオブロックの授与が2例ある。⁽⁴¹²⁾したがって、結婚と戸の所有との関連という点では、今後に検討の余地を残しているが、オブロック受領者の結婚があり得たということは明らかであろう。

結婚も可能であったオブロック受領者は、保証能力という点ではどうであったのだろうか。

4 オブロック受領者の保証能力

すでに述べたように、オブロックを受領する場合、担保と保証人によって、あるいは保証人だけによって、修道院に保証を与えていたが、オブロック受領者には保証能力はなかったのだろうか。そうではなく、オブロック受領者も、オブロック受領者であると同時に、つまりオブロック受領者となっている時に同時に、保証人となっている場合が存在しているのである。

そこで、保証人の職種という点をも考慮しながら、オブロック受領者が保証人となっている事例を挙げてみると、

(1) 手工業関係では、

① 製革工のアクセン（フォマの息子）

(410) Там же, с. 201

(411) 靴工ドロガーニャ, 裁縫師イワン, テーブルクロス織工アレクセイ, ろくろ師フィリップ, 桶屋・大工のシリャイ, 大工のイワン, ジェチョーヌィシンのイワンとセメン, 屋敷番のイワンとアンドレイである。

(412) Там же, с. 203.

ジェチョーヌィンについて10件（人物としては7人）、射手について3件（人物としては2人）、裁縫師について3件（人物としては2人）、製革工について2件（人物としては1人）、木さじ製造職人について2件（人物としては1人）、炉焚き人について3件、火掻き棒製造職人について2件（人物としては1人）、牧人・靴工について1件ずつ。⁽⁴¹³⁾

② 製革工のワシーリー（イリヤの息子）

炉焚き人・裁縫師について1件ずつ。⁽⁴¹⁴⁾

③ 製革工グリゴリー

番人について2件、炉焚き人について1件。⁽⁴¹⁵⁾

④ 靴工のドロガーニャ（フィリップの息子）

靴工について5件（人物としては2人で、1人は息子である）、炉焚き人について3件。⁽⁴¹⁶⁾

⑤ 靴工のイストマ（マトヴェイの息子）

炉焚き人について2件、靴工・裁縫師について1件ずつ。⁽⁴¹⁷⁾

⑥ 靴工のルダク（モロスの息子）

裁縫師・屋敷番について1件ずつ。⁽⁴¹⁸⁾

⑦ 鞍師のイストマ（ナザルの息子）

射手について7件（人物として3人で、1人は兄弟）、炉焚き人について3件、馬係について2件（同一人物）、製革工・ろくろ師・番人について1件ずつ。⁽⁴¹⁹⁾

⑧ 鞍師のイストマ（タラスの息子）

(413) Там же, с. 207, 216, 217, 220, 227, 228, 240, 242, 249, 250, 252, 257, 258, 260—3, 265, 266, 271, 275

(414) Там же, с. 222, 228.

(415) Там же, с. 285, 286

(416) Там же, с. 213, 214, 228, 236, 250, 264, 265.

(417) Там же, с. 233, 235, 264, 285.

(418) Там же, с. 202, 221

(419) Там же, с. 191, 192, 204, 206, 207, 213, 214, 217, 225, 226, 232, 233.

- 家内労働者について1件。⁽⁴²⁰⁾
- ⑨ 裁縫師のボグダン (イワンの息子)⁽⁴²¹⁾
裁縫師・番人・炉焚き人について1件ずつ。
- ⑩ 裁縫師のワシーリー (ミハイルの息子)⁽⁴²²⁾
裁縫師について3件 (人物としては2人), 靴工について1件。
- ⑪ 裁縫師のワシーリー・ズブコ (イグナーティーの息子)⁽⁴²³⁾
ジェチョーヌィシについて1件 (兄弟である)。
- ⑫ 裁縫師のイワン (セルゲイの息子)⁽⁴²⁴⁾
裁縫師について3件, ジェチョーヌィシについて2件, 靴工について1件。
- ⑬ 裁縫師のイワン (アンドレイの息子)⁽⁴²⁵⁾
裁縫師について12件 (人物としては6人), повар について1件。
- ⑭ 裁縫師のコンスタンチン (ニキータの息子)⁽⁴²⁶⁾
裁縫師について4件 (人物としては3人), 大工について2件 (同一人物で, 娘婿)。
- ⑮ 裁縫師のナウム (パーヴェルの息子)⁽⁴²⁷⁾
裁縫師・屋敷番について1件ずつ。
- ⑯ 裁縫師のピャートイ (フォードルの息子)⁽⁴²⁸⁾
馬係について1件。
- ⑰ テーブルクロス織工のアレクセイ⁽⁴²⁹⁾
金庫番・ジェチョーヌィシについて1件ずつ (後者の場合は娘婿)。

(420) Там же, с. 203.

(421) Там же, с. 220, 227, 232.

(422) Там же, с. 235, 250, 264, 265.

(423) Там же, с. 289.

(424) Там же, с. 194, 196, 199, 213, 227.

(425) Там же, с. 198, 199, 212, 213, 225, 228, 235, 249, 264, 265.

(426) Там же, с. 195, 198, 212, 216.

(427) Там же, с. 246, 277.

(428) Там же, с. 282.

(429) Там же, с. 258, 261.

- ⑱ テーブルクロス織工のジェニス（ネゴジャイの息子）
ジェチョーヌィシについて6件（人物としては4人）⁽⁴³⁰⁾
- ⑲ ストッキング製造工のペールヴォイ（アルテムの息子）
ジェチョーヌィシについて4件（人物としては2人）鍛冶屋について3件（人物として2人），ストッキング製造工について2件（同一人物で，ペールヴォイの弟子）⁽⁴³¹⁾。
- ⑳ 鍛冶屋のアレクセイ
ジェチョーヌィシについて1件。⁽⁴³²⁾
- ㉑ 鍛冶屋のボグダン
鍛冶屋について2件，ジェチョーヌィシについて1件。⁽⁴³³⁾
- ㉒ 鍛冶屋のボリス（ピョートルの息子）
大工について1件。⁽⁴³⁴⁾
- ㉓ 鍛冶屋のグリャイ
ジェチョーヌィシについて1件。⁽⁴³⁵⁾
- ㉔ 鍛冶屋のイワン（ミハイルの息子）
ジェチョーヌィシについて1件。⁽⁴³⁶⁾
- ㉕ 鍛冶屋のトレチャーク（イストマの息子）
鍛冶屋・靴工・ジェチョーヌィシ・漁師について1件ずつ。⁽⁴³⁷⁾
- ㉖ 火掻き棒製造職人のミハイル（アンドレイの息子）
ろくろ師について2件（同一人物），炉焚き人について1件。⁽⁴³⁸⁾
- ㉗ 火掻き棒製造職人のプラトン

(430) Там же, с 215, 228, 230, 258, 271, 287.

(431) Там же, с 258, 260, 271, 272, 275, 283.

(432) Там же, с 210.

(433) Там же, с 242, 258, 275.

(434) Там же, с. 227

(435) Там же, с. 239.

(436) Там же, с 220.

(437) Там же, с 236, 240, 242, 243.

(438) Там же. с 194, 195, 216.

- 炉焚き人について2件, ジェチョーヌィシ・漁師・番人について1件ずつ, 不明が⁽⁴³⁹⁾2件。
- ⑳ ろくろ師のフィリップ (ドミトリーの息子)
ろくろ師について3件 (人物としては2人で, うち1名は息子), 木さじ製造職人について2件, 炉焚き人について⁽⁴⁴⁰⁾1件。
- ㉑ 車大工・大工のアクセン (イグナーティーの息子)
ジェチョーヌィシについて4件, 靴工・炉焚き人・番人・カザクについて⁽⁴⁴¹⁾1件ずつ。
- ㉒ 桶屋・大工のシリヤイ (イワシの息子)
大工について3件 (人物としては2人), テーブルクロス織工について2件 (同一人物), ジェチョーヌィシ・修道院の下男・チェリョーヅヌイ=ポヴァルについて⁽⁴⁴²⁾1件ずつ。
- ㉓ 桶屋・大工のアルテム (アンドレイの息子)
大工について2件, 靴工・裁縫師・ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁴³⁾1件ずつ。
- ㉔ 大工のワシーリー (ユーリーの息子)
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁴⁴⁾1件。
- ㉕ 大工のグリゴリー (イワン・ボルィガの息子)
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁴⁵⁾2件。
- ㉖ 大工のジェメンチェイ
ジェチョーヌィシについて5件 (人物としては3人), 大工について⁽⁴⁴⁶⁾2件。
- ㉗ 大工のイワン・ゴルブン

(439) Там же. с 243, 250, 261, 266, 276, 278.

(440) Там же. с 190, 195, 216, 226, 240, 260, 276.

(441) Там же. с 194, 195, 197, 208, 209, 213, 215, 222, 229.

(442) Там же. с 195, 198, 200, 205, 211—3, 222.

(443) Там же. с 207, 210, 213, 228.

(444) Там же. с 229.

(445) Там же. с 215, 216.

(446) Там же. с 193, 195, 207, 208, 216.

- ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁴⁷⁾2件。
- ③⑥ 車大工・大工のイストマ
ジェチョーヌィシについて3件、大工・木さじ製造職人・馬係（馬係はジェチョーヌィシの1人と同一人物）について⁽⁴⁴⁸⁾1件ずつ。
- ③⑦ 大工のカリーナ
製粉業従事者について2件（同一人物）、ジェチョーヌィシについて2件（同一人物）、車大工・大工・屋敷番について⁽⁴⁴⁹⁾1件ずつ。
- ③⑧ 桶屋のレオンティー
製革工・大工・家畜の世話人について⁽⁴⁵⁰⁾1件ずつ。
- ③⑨ 車大工・大工のミハイル（ヨシフの息子）
製粉業従事者について⁽⁴⁵¹⁾2件（同一人物）。
- ④⑩ 大工のモイセイ（トゥルフォンの息子）
ジェチョーヌィシについて2件、鍛冶屋について⁽⁴⁵²⁾1件。
- ④① 大工のセメン・クチン
鍛冶屋について⁽⁴⁵³⁾1件。
- ④② 大工のフォードル（ドミトリーの息子）
炉焚き人について⁽⁴⁵⁴⁾1件。
- ④③ 製粉業従事者のロジオン（オヌフリーの息子）
ジェチョーヌィシについて11件（人物としては6人）、大工・木さじ製造職人・カザクについて⁽⁴⁵⁵⁾1件ずつ。

(447) Там же, с. 238.

(448) Там же, с. 259, 273, 283, 284, 287, 289.

(449) Там же, с. 241, 257, 258, 265, 268, 274, 275.

(450) Там же, с. 242, 250, 260.

(451) Там же, с. 259, 274.

(452) Там же, с. 273, 283, 289.

(453) Там же, с. 283.

(454) Там же, с. 205.

(455) Там же, с. 193, 208, 215, 218, 219, 238—40, 242, 257, 272, 288.

(2) ジェチョーヌィンについては、

① アンドレイ (クジマの息子)

⁽⁴⁵⁶⁾
屋敷番について1件。

② アンドレイ (マーカルの息子)

⁽⁴⁵⁷⁾
ジェチョーヌィンについて5件。

③ アンドレイ (セメンの息子)

⁽⁴⁵⁸⁾
ジェチョーヌィンについて1件。

④ アンドレイ (フォマの息子)

⁽⁴⁵⁹⁾
ジェチョーヌィンについて5件 (人物としては2人)。

⑤ アンドレイ (ヤコフの息子)

⁽⁴⁶⁰⁾
ジェチョーヌィンについて11件 (人物としては5人)、炉焚き人について1件。

⑥ アルチェム (ヤコフの息子)

⁽⁴⁶¹⁾
ジェチョーヌィンについて1件。

⑦ ワシーリー (パーヴェルの息子)

⁽⁴⁶²⁾
ジェチョーヌィンについて2件。

⑧ ワシーリー (フォードルの息子)

⁽⁴⁶³⁾
屋敷番について2件 (ワシーリーは農民と記載されている)。

⑨ ワシーリー (フォマの息子)

1588年5月25日にアンギロヴォ村でジェーチの保証人として2度記載されているが、1573年12月7日に1度だけアンギロヴォ村の屋敷番としてオ

(456) Там же, с. 280

(457) Там же, с. 239, 258, 271

(458) Там же, с. 287.

(459) Там же, с. 199, 209, 216, 229, 230.

(460) Там же, с. 239, 257, 258, 271, 272, 285, 287.

(461) Там же, с. 208.

(462) Там же, с. 196

(463) Там же, с. 205, 268.

ブロークを受領している。⁽⁴⁶⁴⁾

- ⑩ ダニール (チモフェイの息子)

ジェチョーヌィシについて2件 (同一人物)⁽⁴⁶⁵⁾。

- ⑪ グリゴリー

ジェチョーヌィシについて1件 (息子である)⁽⁴⁶⁶⁾。

- ⑫ ジェメンチェイ (オヌフリーの息子)

ジェチョーヌィシについて1件。⁽⁴⁶⁷⁾

- ⑬ エレメイ (クジマの息子)

ジェチョーヌィシについて1件。⁽⁴⁶⁸⁾

- ⑭ ヤキム (チモフェイの息子)

ジェチョーヌィシについて4件。⁽⁴⁶⁹⁾

- ⑮ イワン (グリゴリーの息子)

ジェチョーヌィシについて8件 (人物としては5人)。イワンは野菜栽培者として保証人となっている。⁽⁴⁷⁰⁾

- ⑯ イワン (ドミトリーの息子)

ジェチョーヌィシについて5件 (人物としては4人)⁽⁴⁷¹⁾。

- ⑰ イワン・ドルゴイ

ジェチョーヌィシ・炉焚き人・тележный повар (最後の場合は息子である) について1件ずつ。⁽⁴⁷²⁾

- ⑱ イワン (イワンの息子)

ジェチョーヌィシについて2件 (1件は兄弟)⁽⁴⁷³⁾。

(464) Там же, с. 196, 245.

(465) Там же, с. 202, 207.

(466) Там же, с. 240.

(467) Там же, с. 218, 219.

(468) Там же, с. 207.

(469) Там же, с. 219, 228—232.

(470) Там же, с. 239, 240, 257, 258, 271, 272.

(471) Там же, с. 194, 210, 217, 231, 239.

(472) Там же, с. 238, 242—4.

(473) Там же, с. 196, 208.

- ⑱ イワン (スピルの息子)
 ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁷⁴⁾ 2件。
- ⑳ イワン・ハリン
 大工について⁽⁴⁷⁵⁾ 1件。
- ㉑ イサク (フョードルの息子)
 ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁷⁶⁾ 1件。
- ㉒ カリーナ・ジュージ (チモフェイの息子)
 ジェチョーヌィシについて5件 (人物としては3人), 製粉業従事者⁽⁴⁷⁷⁾に
 ついて3件 (同一人物), 木さじ製造職人・馬係について1件ずつ。
- ㉓ クリメンティー (ワシーリーの息子)
 ジェチョーヌィシについて1件。
- ㉔ クリメンティー (ヴラスの息子)
 ジェチョーヌィシ・車大工・ろくろ師について1件ずつ。⁽⁴⁷⁹⁾
- ㉕ マルチャン・ポドセヴァル
 ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁸⁰⁾ 1件。
- ㉖ マトヴェイ (ドルマートの息子)
 ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁸¹⁾ 1件。
- ㉗ マトヴェイ (ミヘイの息子)
 ジェチョーヌィシについて5件 (人物として3人)。⁽⁴⁸²⁾
- ㉘ メンシク (ナウムの息子)
 ジェチョーヌィシについて5件 (人物として3人)。⁽⁴⁸³⁾

(474) Там же, с. 239, 288.

(475) Там же, с. 227.

(476) Там же, с. 216.

(477) Там же, с. 231, 241, 250, 257, 262, 271, 272, 274, 275, 282.

(478) Там же, с. 230.

(479) Там же, с. 207, 217, 226.

(480) Там же, с. 229.

(481) Там же, с. 204.

(482) Там же, с. 208, 216, 219, 232, 239.

(483) Там же, с. 239, 240, 257, 272.

- ②9 ミハイル・ブラガ
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁸⁴⁾1件。
- ③0 ミハイル・ヴォドピヤン
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁸⁵⁾2件。
- ③1 ミハイル (イワンの息子)
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁸⁶⁾3件。
- ③2 ミハイル・メショーク (イワンの息子)
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁸⁷⁾1件。
- ③3 ミハイル (オブロシムの息子)
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁸⁸⁾1件。
- ③4 ニキフォール (ヤコフの息子)
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁸⁹⁾1件。
- ③5 オフシャニク (オヌフリーの息子)
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁹⁰⁾2件。
- ③6 ペールヴォイ (ロジオンの息子)
ジェチョーヌィシについて⁽⁴⁹¹⁾1件。
- ③7 セメン (マルチャンの息子)
ジェチョーヌィシについて8件 (人物としては6人)⁽⁴⁹²⁾。
- ③8 セメン (ポトパイの息子)
ジェチョーヌィシについて5件 (人物としては3人)⁽⁴⁹³⁾。

(484) Там же. с. 238.

(485) Там же. с. 287, 288.

(486) Там же. с. 207, 231.

(487) Там же. с. 230.

(488) Там же, с. 194.

(489) Там же, с. 196.

(490) Там же. с. 194, 208.

(491) Там же. с. 273.

(492) Там же, с. 194, 208—10, 215, 230.

(493) Там же. с. 196, 207, 210, 219.

- ③⑨ セメン・ボルジンスコイ
ジェチョーヌィンについて7件（人物としては4人）⁽⁴⁹⁴⁾。
- ④⑩ ブィコヴォ村のセメン
ジェチョーヌィンについて2件。⁽⁴⁹⁵⁾
- ④⑪ ステパン（コンドラテーイーの息子）
ジェチョーヌィン・金庫番について1件ずつ（同一人物）⁽⁴⁹⁶⁾。
- ④⑫ トレチャーク・プレシヴォイ
ジェチョーヌィンについて1件。⁽⁴⁹⁷⁾
- ④⑬ フォードル（ミトロフォン⁽⁴⁹⁸⁾の息子）
ジェチョーヌィンについて1件。

(3) その他

- ① 漁師のアレクセイ（カルプの息子）
漁師について6件（人物としては3人）⁽⁴⁹⁹⁾。
- ② 漁師のワシーリー（ヤコフの息子）
屋敷番について1件。⁽⁵⁰⁰⁾
- ③ 漁師のグリゴリー（タラスの息子）
漁師について5件（人物としては3人）、ジェチョーヌィンについて1
⁽⁵⁰¹⁾件。
- ④ 漁師のマクシム（イワンの息子）
漁師について1件⁽⁵⁰²⁾。
- ⑤ 漁師のフォードル（ロジオンの息子）

(494) Там же, с. 239, 240, 256, 271, 273, 287

(495) Там же, с. 257, 273.

(496) Там же, с. 207, 218

(497) Там же, с. 239

(498) Там же, с. 230

(499) Там же, с. 195, 211, 218, 226.

(500) Там же, с. 233

(501) Там же, с. 211, 219, 226, 261, 276.

(502) Там же, с. 195

鍛冶屋について4件(同一人物で、兄弟である)、漁師について2件(同一人物)⁽⁵⁰³⁾。

- ⑥ 家畜の世話人ズブチェイ(フィリップの息子)

馬係・番人について1件ずつ。⁽⁵⁰⁴⁾

- ⑦ 馬係のアレクセイ

馬係について1件。但し、この時、アレクセイは家畜頭 *стадной приказчик*⁽⁵⁰⁵⁾であった。

- ⑧ 馬係のワシーリー・オフヴァート

ジェチョーヌィシについて1件。⁽⁵⁰⁶⁾

- ⑨ 馬係マトヴェイ(エフスターフィアの息子)

馬係・炉焚き人について1件ずつ。⁽⁵⁰⁷⁾

- ⑩ 馬係のニキータ(グリゴレーの息子)

馬係について1件。⁽⁵⁰⁸⁾

- ⑪ 馬係のペールヴォイ

тележный повар⁽⁵⁰⁹⁾について2件(同一人物で、兄弟)。

- ⑫ 馬係のポドセヴァル(ワシーリーの息子)

ジェチョーヌィシについて1件。⁽⁵¹⁰⁾

- ⑬ 馬係のロマン(ザーハル息子)

馬係について1件。⁽⁵¹¹⁾

- ⑭ 馬係のセルゲイ(ワシーリーの息子)

ジェチョーヌィシについて5件(人物としては3人)、不明が1件。⁽⁵¹²⁾

(503) Там же, с. 236, 242, 260, 261, 275, 276.

(504) Там же, с. 217, 218.

(505) Там же, с. 218.

(506) Там же, с. 271.

(507) Там же, с. 266, 282.

(508) Там же, с. 224.

(509) Там же, с. 236, 242, 243.

(510) Там же, с. 217.

(511) Там же, с. 241.

(512) Там же, с. 238, 257, 272, 282, 289.

- ⑮ 馬係のフョードル (イワンの息子)
(513)
馬係りについて 2 件。
- ⑯ 馬係のフョードル (ネコパイの息子)
(514)
馬係りについて 1 件。
- ⑰ 馬係のフョードル (サヴァの息子)
(515)
ジェチョーヌィンについて 2 件。
- ⑱ 屋敷番のアンドレイ (古参住民)
(516)
炉焚き人について 1 件 (息子である)。
- ⑲ 屋敷番のザーハル (ワシーリーの息子)
(517)
炉焚き人について 1 件 (息子である)。
- ⑳ 屋敷番のイワン (キリルの息子)
(518)
屋敷番について 1 件。
- ㉑ 屋敷番のミハイル
(519)
炉焚き人について 1 件。
- ㉒ 屋敷番パールヴォイ
(520)
ジェーチについて 2 件。
- ㉓ 炉焚き人のイワン (ヤコフの息子)
(521)
ジェチョーヌィンについて 2 件。
- ㉔ 炉焚き人のトロフィム (イワンの息子)
(522)
炉焚き人について 1 件。

(513) Там же, с. 224, 236.

(514) Там же, с. 241.

(515) Там же, с. 196, 198.

(516) Там же, с. 201.

(517) Там же, с. 266.

(518) Там же, с. 198.

(519) Там же, с. 246.

(520) Там же, с. 245.

(521) Там же, с. 207, 208, 215.

(522) Там же, с. 198.

- ⑳ 炉焚き人のシェスタク（アンドレイの息子）
馬係について2件，射手について1件。⁽⁵²³⁾
- ㉑ 金庫番のアルチェム（ヤコフの息子）
ジェチョーヌィシについて3件（人物としては2人），番人について1件，不明が1件。⁽⁵²⁴⁾
- ㉒ 番人ワシーリー（アナーニーの息子）
ジェチョーヌィシ・牢屋番について1件ずつ。⁽⁵²⁵⁾
- ㉓ 小金庫番のパーンカ
金庫番について1件。⁽⁵²⁶⁾

となり，合計114人である。

職種別では，ジェチョーヌィシが43人と最も多く，大工・車大工・桶屋の14人，馬係の11人，裁縫師の8人と続くが，職種別のオブロック受領者の数を考慮すると，製革工，テーブルクロス織工，火掻き棒製造職人，大工・車大工・桶屋，裁縫師の中で保証人となっている人達の占める割合が高くなっている。が，保証人については，お互いに相互乗り入れで保証人となっている場合や，親子で保証人となっている場合があり，保証人そのものの性格を明確にしておかなければならない。⁽⁵²⁷⁾

(523) Там же, с. 206, 211, 220.

(524) Там же, с. 216, 229, 263, 286, 289.

(525) Там же, с. 286, 289.

(526) Там же, с. 232.

(527) グレーコフは，修道院が保証人を選んだのは，オブロック受領者を逃がさないためであり，「はじめに」において触れたように，それ以外に雇用労働者を確保する方法が，当時の修道院にはなかったからであると考え，しかも，この方法は極めて強力なものとして，1573年5月9日付の支出帳簿の例を引用している（Греков Б. Д. Указ соч., с. 78）。この事例は，次のようなものである。「ジェチョーヌィシのトゥリョーシカに対するオブロック12アルトゥイン3ジェーニガが取り立てられたが，金銭を支払ったのは彼の保証人で射手のワシーリー（ザーハルの息子）である。というのは，トゥリョーシカが半年の任期を残して去ったからである」（ВХКпрк, с. 2）。このように，グレーコフは，オブロック授受に伴う保証人制度は実質的な内容を伴った。強制の力のあるものと捉えている。

次に、保証人となっている件数に注目してみると、製革工のアクセンが27件と最も多く、鞍師のイストマの15件、製粉業従事者のロジオンの14件、裁縫師のイワン（アンドレイの息子）の13件、ジェチョーヌィシのアンドレイ（ヤコフの息子）の12件、同じくジェチョーヌィシのカリーナ・ジュリーの10件が目立っている。5件以上の場合に注目しても、手工業者が保証人となっている場合が多い。

続いて、保証人の職種とオブロック受領者の職種に注目してみると、ジェチョーヌィシの場合が特徴的で、例外はあるものの、大部分は保証人、オブロック受領者ともジェチョーヌィシとなっている。漁師の場合も似たような傾向を示している。逆に、手工業者の場合は、製革工アクセンや鞍師イストマに典型的なように、同一職種に限定されていない。

このように、同じ保証人となっているとはいっても、その頻度と、その中味には違いがあり、どちらかといえば、手工業者が保証人となっている場合がオブロック受領者の範囲が広く、継続性があるように思われる。また、保証人となっている人物が、戸を持っていたか否かを見てみると、手工業関係では43人中20人、ジェチョーヌィシでは43人中16人、その他では28人中5人が、それぞれ戸を持っていることが分かるだけで、残りについては戸の所有を確認することができない。しかも、製革工アクセンの場合には、戸の所有が確認できない方に入っているのである。したがって、戸の所有の有無からは、どの職種が保証人として適切であったかどうかを判断することはできない。

が、いずれにせよ、戸を所有していることは、その人物が独立した世帯を構成していることの指標の一つと考えられるが、これが保証人となるための絶対条件ではなかったことになる。

このように、オブロック受領者の職種が何であれ、彼らもまた保証人となり得ることを確認できると同時に、保証人が必ずしも独立した世帯であった訳ではないことも確認できる。

それでは、オブロック受領者となった場合、オブロック受領者として、身分的に固定されことになったのだろうか。

5 オブローク受領者の修道院への従属について

先のオブローク受領者の婚姻を検討した際に列挙した事例が、部分的に、オブローク受領者の固定性を示唆するものとなっている。つまり、第3節の①、④～⑫、⑭、⑯に見られるように、オブローク受領者の子弟がオブローク受領者となったり、オブローク受領者と結婚していることが、婚姻関係を通じて窺えるのである。また、オブローク受領者である叔父が保証人となって、オブローク受領者となっている事例も存在する。

さらに、手工業者の場合には、婚姻関係の中に現れている靴工のドロガーニャとダニール父子、ろくろ師のフィリップとミハイル父子、裁縫師のイワンとタラフ、フォードル父子、大工のシリヤイとイワン父子のように、子供が父親の職業を継承するとともに、オブローク受領者となっている事例や、

- ① ストッキング製造工ペールヴォイの所には、弟子アナーニーが存在した。⁽⁵²⁸⁾
- ② 裁縫師イワン（アンドレイの息子）の所には、弟子ラティシャが存在した。⁽⁵²⁹⁾
- ③ 裁縫師ワシーリー（ミハイルの息子）の所には、弟子ヴォイカが存在した。⁽⁵³⁰⁾

のように、オブローク受領者である手工業者が弟子を持ち、その弟子がオブローク受領者となっている事例もある。

また、その職種についても、

- ① イストマは、1589年10月11日には大工として、1590年9月4日には車大工として、オブロークを受領している。⁽⁵³¹⁾
- ② ミハイルは、1579年10月30日にはジェチョーヌィンとして、1581年10月1日、1588年、1589年10月11日には車大工として、1590年9月4日には大工として、オブロークを受領している。⁽⁵³²⁾

(528) ВХКкдсв. с. 260, 275

(529) Там же. с. 235, 249, 264, 265

(530) Там же. с. 265

(531) Там же. с. 259, 275

(532) Там же. с. 217, 226, 241, 259, 260, 274

- ③ アレクサンドル（シリャイ、イワンの息子）は、1573年11月28日、1576年1月5日、1581年10月1日には大工として、1579年10月27日には桶屋として、オブロックを受領している。彼の息子イワンも、1589年12月11日、1590年9月4日には桶屋として、1592年には大工として、オブロックを受領している。⁽⁵³³⁾
- ④ イワン（グリゴリー息子）は、ジェチョーヌィシでもあり、野菜栽培者でもある。⁽⁵³⁴⁾
- ⑤ グリゴリー（イワン・ボルィガの息子）は、1573年12月20日にジェチョーヌィシとして、1575年11月1日、1579年10月27日に大工としてオブロックを受領している。⁽⁵³⁵⁾
- ⑥ ボグダン（イワンの息子）は、ノヴゴロドの人で、1590年9月4日にはジェチョーヌィシとして、1592年には馬係として、オブロックを受領している。⁽⁵³⁶⁾
- ⑦ ルスランは、1573年11月26日には草刈地の摘取り人として、1576年5月24日には炉焚き人及び森番としてオブロックを受領している。⁽⁵³⁷⁾
- ⑧ イワン・ラティシャ（ヤコフの息子）は、1574年4月28日には炉焚き人として、1575年11月4日、1579年10月30日にはジェチョーヌィシとして、1580年3月1日、1588年、1589年、1592年には炉焚き人としてオブロックを受領している。⁽⁵³⁸⁾

という事例のように、②、⑤を除いて、職種について極端に違いがあったとは思われない。大部分は同一職種によって修道院へのサービス提供を継続していたものと考えられる。そういう意味では、オブロック受領者のオブロック受領者としての職種は固定されていたと言えるであろう。

(533) Там же, с. 195, 213, 216, 226, 265, 275, 283.

(534) Там же, с. 240.

(535) Там же, с. 199, 207, 215.

(536) Там же, с. 273, 283.

(537) Там же, с. 195, 214.

(538) Там же, с. 205, 208, 217, 222, 233, 244, 261, 284.

しかし、

- ① 1588年にレストヴィツィノ村の炉焚き人としてパホムがオブロークを受領しているが、彼の保証人となっているのは、彼の父でラグシノ村の農民のフォードル（オルフェルの息子）であった。⁽⁵³⁹⁾
- ② 1592年に父親クジマとヤコフが保証人となって、グリゴリーがラキチノ村の炉焚き人としてオブロークを受領している。⁽⁵⁴⁰⁾
- ③ 1592年に妻の父親フォードルが保証人となって、ドミトリー（イワンの息子）がジェチョーヌィシとしてオブロークを受領している。⁽⁵⁴¹⁾
- ④ 1592年に父親ボクシェイが保証人となって、イワンが大工としてオブロークを受領している。⁽⁵⁴²⁾
- ⑤ 1581年10月1日に父親シェヴリーガが保証人となって、イワンがオブロークを受領している。⁽⁵⁴³⁾
- ⑥ 1592年に妻の父親イワン（フィコヴォ部落の人）と修道士アントニーが保証人となって、ロジオン（イワンの息子）がジェチョーヌィシとしてオブロークを受領している。⁽⁵⁴⁴⁾

のように、オブローク受領者ではない父親あるいは妻の父親、叔父が保証人となって、修道院領内の住民が新規にオブローク受領者となっている場合がある。また、所領外のノヴゴロド、ノヴォトルジョーク、スタリツァ等の出身者がオブローク受領者となっている場合も見られる。⁽⁵⁴⁵⁾したがって、オブローク受領者

(539) Там же, с 247

(540) Там же, с. 279.

(541) Там же, с. 289.

(542) Там же, с 284 イワンはすでに1589年5月9日に、ジェチョーヌィシとして夏期用のオブロークを受領しており、その時の保証人は別人であった(Там же, с 252)。なお、父親と同名のボクシェイという名でオブロークを受領している人物が3人存在するが、イワンとの関係は不明である(Там же, с 195, 213, 214, 222)。

(543) Там же, с 225.

(544) Там же, с. 289.

(545) 先のボグダン（イワンの息子）はノヴゴロドの人であったが、ノヴゴロドの人とされているのは、ジェチョーヌィシである、イワン、クジマ（ピョートルの息子）、レオンティー（アンドレイの息子）、ルカ（ジェミドの息子）、ジェー

が特定の階層を形成し、その中からだけオブロック受領者が再生産されていたわけではなく、修道院所領の内外にオブロック受領者となり得る人達が存在していたのである。

とはいえ、これまでの検討からも明らかなように、オブロック受領者がある程度継続してオブロック受領者であるが故に、戸の所有に関する変遷を迎えることができたのであるから、問題は、オブロック受領者となった人々が、その後もしばらくオブロック受領者として留まっていたかどうか、ということにある。

この点で注意を引くのは、イワノフスコエ村のワシーリー（フォードルの息子）の場合である。彼は、

- ① 1573年12月20日に、ジェチョーヌィシとしてオブロックを受領し、保証人は管理人の修道士セルゲイであった。⁽⁵⁴⁶⁾
- ② 1574年4月1日に、イワノフスコエ村の屋敷番クリメンティー（セメンの息子）の保証人となっており、この時にはイワノフスコエ村の農民とされている。⁽⁵⁴⁷⁾
- ③ 1575年11月17日に、ジェチョーヌィシとしてオブロックを受領し、保証人はジェチョーヌィシのセメン（マルチャンの息子）であった。⁽⁵⁴⁸⁾
- ④ 1581年10月15日に、ジェチョーノクとしてオブロックを受領し、保証人は射手のトレチャークであった。⁽⁵⁴⁹⁾

チのイストマとトレチャーク父子、樋工のイシドール（ロジオンの息子）、製粉業従事者のイワン・リャプン、炉焚き人のチモフェイ（フォードルの息子）であり、ノヴォトルジョークの人とされているのは馬係のダニール（ステパンの息子）、フォードル（サヴァの息子）、メンシク（イワンの息子）と炉焚き人のイワン（フォードルの息子）であり、ジェチョーヌィシのイストマ（ザーハルの息子）、スルーガのクリメンティー（アレクセイの息子）はヴォロクの人、ジェチョーヌィシのヤキム（イサクの息子）はベジェツクの人、ジェチョーヌィシのイワン（ワシーリーの息子）はスタリツァの人、ジェチョーヌィシのパーヴェル（アニシムの息子）はルジェフの人、石工のパーヴェル（ワシーリーの息子）はトヴェーリの人とされている（*Там же*, № 30, 31, 33, 34, 36—39）

(546) *Там же*, с. 199.

(547) *Там же*, с. 205.

(548) *Там же*, с. 209.

(549) *Там же*, с. 231.

- ⑤ 1589年12月11日に、イワノフスコエ村の屋敷番ドミトリーの保証人となっており、この時には、イワノフスコエ村の農民とされている。⁽⁵⁵⁰⁾

このワシーリーを同一人物と理解した場合、彼は、オブローク受領者として継続的にジェチョーヌィシあるいはジェチョーノクと記載されてはいるが、常時オブローク受領者であった訳ではなく、保証人としても登場するとともに、その際には農民と記載されているのである。

確かに、オブローク受領者が継続的にオブローク受領者となっている事例が、これまでの検討を通して、多数見られるが、断続的であったり、1回限りであったりする事例も、また見られるのである。結婚のために馬係を退いたフォードルの例もある。したがって、全てのオブローク受領者が、一旦オブローク受領者となったがために、以後、死に至るまで修道院のオブローク受領者でなければならなかった、とは考えられないのである。つまり、オブローク受領者は固定的な関係を修道院と取り結んでいた、とは言えないのである。

また、オブローク受領者は、居住地を固定されていたわけではなかったと思われる。これは、第1節で列挙した事例の中にも示されているが、オブローク受領者の居住地が代わっている場合があり得るからである。

それでは、ここまでの検討を通して、当該修道院の雇用労働力についてどのようなことが結論として出てくるのだろうか。

V おわりに

このように、当該修道院が雇用労働力を必要としていたことは明らかである。しかも、その範囲は、手工業・農業・牧畜業・漁業等、修道院生活のあらゆる場面に渡っていた。この労働力には2つの雇用形態があり、1つの形態は、ほぼ1年間を雇用期間とするもので、オブロークが支払われる。もう1つの形態は、期間が設定されない、臨時的なもので、賃金という形で報酬が与えられる。このオブロークと賃金という表現形態の違いは、明確な区別があるわけではなく、同一人物について、この2つの表現形態が同時に使用されている場合もあ

(550) Там же, с. 268.

り得る。いずれも、労働内容によって支払われる金額に違いがある。オブロックの場合は、労働内容によって金額が定められていたようであるが、年々増額された後、一定に抑えられる傾向が見られた。オブロック受領者は、オブロックを受け取るだけでなく、臨時的な労働にも従事しており、その場合には、その内容に応じて金銭を受け取っていた。

2つの雇用形態の違いは、単に年間を通じてオブロックという形で賃金を受け取るか、臨時的であるか、という点だけではなく、雇用に際して当該修道院に保証を与えるか否かという点にも現れていた。オブロック受領者の場合は、修道院への保証として、担保を提供するか、保証人を出すか、のいずれか（両方共という場合もあり得たが）を選択しなければならなかった。これに対して、臨時的な雇用の場合には、例外的な場合を除き、修道院への保証は必要とされなかった。このような相違を生じた原因は、雇用期間が長期か、短期かによるものと思われる。

また、2つの雇用労働力に関する帳簿上の記載方法にも違いが見られた。これは、第2章で触れたように、オブロック受領者については、具体的な労働内容まで記述されている事例はほとんどないのに対して、第3章に見られるように、臨時的な雇用労働力を記載している支出帳簿では具体的な労働内容が記述されているということである。このような違いを生じた要因は、オブロック受領者についてはサービス内容がほぼ確定していたことにあると考えられる。

このような雇用労働力とともに、結果的にはオブロック受領者となるのであるが、当該修道院では、手工業者の養成にも留意していた点にも注意が必要であろう。この点を示唆する一つの事例は、製革工ワシーリー（イリヤの息子）の場合である。彼は、キリロフ修道院で毛皮作りを学んでいるが、キリロフ修道院に向かうに際して1ルーブリを与えられ、さらに1576年7月1日に、学んだ報酬として1ルーブリのオブロックが与えられている。⁽⁵⁵¹⁾このように、彼の場

(551) ВХКпрк, с. 130. ワシーリーは、儀式用の毛皮作りをキリロフ修道院で修得することになっていた。彼は、その後、1579年11月1日と1581年10月1日にオブロックを受領している (ВХКрда, с. 217, 226).

合は、明らかに製革工を養成するために修道院が費用の一部を負担し、技術を学んでいる頃からすでにオブロックが与えられているのである。

では、なぜ当該修道院は雇用労働力を必要としたのか。雇用労働力を導入した目的は、すでに、第2章で触れたように、雇用される手工業者や漁師などの人数が多くはないことから推測して、手工業・漁業については、市場向けの生産や漁獲のためではなく、修道院における日常生活と密接に結びついていたと考えられる。牧畜関係についても、同様である。最も人数の多いジェチョーヌィンについても、当該修道院の所領の分散状況を考慮すると、個々の村落におけるジェチョーヌィンの数は少なくなり、大規模な市場向けの農業が展開されていたとは考えられない。修道院の耕地を修道院のために耕作していたのであろう。

しかし、修道院の労働力としては、その労働内容によっては適切でない場合もあるが、種々の賦役を課せられた農民の存在が考えられるのである。ところが、当該修道院では、農民による労働力の提供が想定される場合においても、雇用労働力の存在が顕著なのである。例えば、修道院の建物を建造する際には、農民への賦役が課せられていたと思われるが、1579年、1581年と、大工への賃金支払が臨時的な支出の中で際立っているのである。農民に対する賦役がオブロックの徴収という形態に全面的に移行し、当該修道院に関わる労働については雇用労働力に依拠するという方向に向かっていたのだろうか。すでに拙稿でも触れたように、当該修道院では、1590年頃にミサイル・ベズニンによって農民負担の変更、すなわ、貨幣徴収から賦役への、部分的には現物の徴収への変更が行われるまで、オブロック徴収が主流であり、1595年には、再び賦役からオブロック徴収へと変更されている⁽⁵⁵²⁾。しかし、このような措置によって農民の賦役が完全に解消されたわけではないことは、ゴールスカヤの指摘する通りである⁽⁵⁵³⁾。また、農民の負担が賦役に変更された後においても、表Ⅱ-2に見

(552) 拙稿「16世紀末イオンフ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担」, 92-106ページ。

(553) Горская Н. А. *Монастырские крестьяне в XVII веке*. М., 1977, с. 122. なお、ゴールスカヤが利用している文書は1648年の未刊行史料であり、筆者は未見である。

られるように、ジェチョーヌィシ等のオブローク受領者は依然として雇用されており、当該修道院内の労働が農民の賦役に全面的に移行したわけではない。したがって、農民に賦役が課せられていると否とにかかわらず、直領地での農業労働力としては、ジェチョーヌィシの存在を無視することはできないのである。これについては、他の労働においても同様である。また、「дегтина пашня」の存在も、雇用労働力の必要性を示唆している。さらに、荒蕪地や草刈地のような非担税地については、農民に貸与され、オブロークが徴収されていたのであり、ここでも、農民の賦役によるものではなかった⁽⁵⁵⁴⁾のである。

では、どのような人々が当該修道院に労働力を提供していたのであろうか。まず、オブロークの受領者の出身地を見てみると、ノヴゴロドの人、ルジェフの人、トルジョークの人のような例外はあるものの、ほとんどの場合は、当該修道院領内の村落の人々であり、保証人についても、領内の人々である場合が圧倒的に多い。臨時的な雇用労働力についても、ズブツォフ・モジャイスク・ヴォロク・トヴェーリ・ノヴォトルジョーク等の都市の人々やノヴゴロドからの到来者が見られるものの、基本的には修道院領内の人々であったと考えられる。この場合に特徴的なのは、修道院の建築事業に関わる雇いで、修道院内の近隣の村々や遠方の村々からだけでなく、修道院領外の諸都市からオブロークを受領していない大工や石工が多数雇用されているだけでなく、諸都市から建築用の釘が調達されている。

次に、出身階層であるが、この点は、判断材料が乏しいため、むづかしい。が、職種によって違いが見られたであろう。オブローク受領者については、オブロークを受領している時にはジェチョーヌィシとされ、保証人となっている時には農民とされている事例があること、農民である父親が保証人となって、その息子がオブロークを受領している事例があること、等を考慮すると、雇用労働力の提供者の中には農民が含まれていたと考えられる。彼らのオブ

(554) 拙稿「16世紀末イォシフ・ヴォロラムスキー修道院領における農民負担」, 83-92ページ; Горская Н. А. *Монастырские крестьяне в XVII веке*. с. 91-106 を参照されたい。

ロック受領者としての職種は、ジェチャーヌィシ・屋敷番・炉焚き人・馬係・牧夫等の農業・牧畜業・単純労働に関わるものであり、手工業関係については手工業者が関係していたと思われる。しかし、当初ジェチャーヌィシとしてオブロックを受領していた人物が、後に大工や馬係としてオブロックを受領している事例もあり、ジェチャーヌィシの出自についての議論とも関わってくる。⁽⁵⁵⁵⁾

臨時的な雇用労働力については、労働力を必要とする村落で農民その他が雇用されていたと考えられる。この中にはオブロック受領者も含まれている可能性が高い。牧畜関係になると、オブロック受領者が含まれている可能性は一層高いものとなる。が、手工業関係になると、大工・石工・裁縫師のように、ほぼ重複は見られない場合と、鍛冶屋・製粉業従事者・漁師のように、重複が見られる場合とに2分される。オブロックを受領していない手工業者は、臨時的な労働力は当該修道院に提供しつつ、日常的には自己の職業のみで生活が可能な人々であったのだろうか。当時の社会構造が問われることになる。

さて、オブロック受領者の実態に目を転じてみると、彼らの中には、戸を所有している者、結婚している者、保証人となる者も存在していたことが確認できる。しかし、オブロック受領者の多くは、当該修道院の救貧施設に生活の場

(555) オブロック受領者の出身階層については、とりわけジェチャーヌィシの出自については、「はじめに」において言及したように、さまざまに論議が行われている。本稿では、この問題について検討の対象とはしていないが、ここで触れたような諸点に留意しなければならないように思われる。さらに、この問題は、修道院との関係において、つまり、オブロックを受領することによって職種が決定されたのか、それともオブロックの受領には関係なく、階層あるいは職業として固定されていたものなのか、ということとも関連しているように思われる。例えば、本来はジェチャーヌィシとは呼ばれていなかったものが、修道院からのオブロックの授与に際して、ジェチャーヌィシという名称の下に雇用されることになるのか、それとも、もともとジェチャーヌィシであったものが、ジェチャーヌィシとして修道院からオブロックを授与されるのか、ということである。この点、特別な技術を必要とする専門職種である手工業者については、オブロックを受領していない時にでも、職業名を付されていた事例があることから、議論の対象とはならないように思われるが、賦役の金納化の可能性を考慮すると、そう単純に判断することもできない。まして、単純労働に属する職種については、検討の余地が大いに残されていると言える。

を置いていた人々であったと考えられる。つまり、オブロック受領者の多くは、当該修道院に労働力を提供することによって生活を維持することができたのである。この点は、オブロック受領者の当該修道院への労働力提供に継続性が見られることの中に窺えると思われる。第3章で検討したように、戸を所有している人々の中には、当初から戸を所有していた人々もいるものの、当該修道院との関わりの中で、後に戸を入手しているという人々が存在しているのである。ただ、受領するオブロックの額だけで、たとえ補完的なものを支給されたとしても、生活の維持が可能であったのか、という点になると、より総合的な検討を加えた上で判断しなければならない。

そして、修道院に対する従属性という点では、オブロック受領者の結婚による修道院への奉仕関係の停止に見られるように、私的な隷属ではなく、一種の契約関係に基づくものであり、かなり緩やかであったと考えられる。この点は、臨時的な被雇用者の場合も同じであろう。

以上のような指摘を行うことはできるが、本稿で行ったオブロック支払帳簿と、支出帳簿中の労働力雇用関係の記載のみの分析では、当該時期の領主＝農民・手工業者関係の下で、また、村落構造の中で、オブロック受領者や臨時的な労働力提供者が他の住民とどのような関係を取り結び、どのような位置に置かれていたのか、なぜ当該修道院にオブロックを受領するという形で労働力を提供したり、臨時的に労働力を提供することになったのか、これは労働力提供者にとってどのような意味を持っていたのか、また、なぜ修道院はこのような雇用形態⁽⁵⁵⁶⁾を採らざるを得なかったのか、さらに、雇用労働が当時のロシア社会の中でどのような位置を占めていたのか、等々の問題を明らかにするためには

(556) これについては、ディヤークノフが、修道院には、教会の教義によって、直接的には拒否されなかったとしても、制度としての奴隷制は承認されないことにその要因がある、との指摘を行っている(Дьяконов, М. Указ соч., с. 307)したがって、当時のロシアにおける労働形態一般に、当該修道院に見られたような雇用労働形態を当てはめることはできないことになるが、修道院については賦役の問題が残されているし、世俗の領主については、賦役の問題に加えて、ホローブの問題が存在する。

(557)
不十分である。

そこで、ヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院の、本稿では利用できなかった他の経済文書中の、⁽⁵⁵⁸⁾オブローク支払い関係及び雇用関係の記載内容を分析することによって、当該修道院における労働力の雇用状況をより長期的な視野から検討すること、続いて、収支帳簿全般を分析することによって、当該修道院の経済状況の把握を試み、併せて、賦役の金納化と雇用労働力との関係をも明らかにしていくこと等を次の課題とし、そのような作業を通して、上述の問題点をも明らかにしていくための方向性を探っていきたい。

(本稿は、昭和63年度文部省科学研究費補助金(一般研究C)による研究成果の一部である。)

(557) 本稿では、オブロークの授受を伴う労働力提供形態を雇用労働として扱ってきたが、これが本来の意味の雇用労働であるのかどうかについては、実態の把握と共に、当時のロシア社会をどのように理解するのかという点と密接に関わっており、全体的な把握が必要となってくる。

(558) 当面は、*Книга ключей и долговая книга Иосифо-Волоколамского монастыря XVI века* と Тихомиров М. Н., Флоря Б. Н., Приходо-расходные книги Иосифо-Волоколамского монастыря 1606/07 г., — «Археографический ежегодник за 1966 г.», М., 1968, с. 331-383 を分析の対象としたい。